

平成24年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年3月14日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	延会	平成24年3月14日 午後4時40分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	徳永 賢治
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	西田 茂
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	坂本 健二	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	永江 邦弘
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	坂口 典子
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	三根 清和
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	田中 明	茶業振興課長	
	総務課長	小野 彰一	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	宮崎 繁利	水道課長	山口 健一郎
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成24年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年3月14日（水）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第15号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
 - 議案第5号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第9号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第10号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
 - 議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
 - 議案第13号 市道路線の廃止について
 - 議案第14号 市道路線の認定について
 - 議案第1号 嬉野市暴力団排除条例について
 - 議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第2号 嬉野市印紙類購入基金条例について
 - 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 議案第3号 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第12号 嬉野市保育所条例を廃止する条例について
 - 議案第6号 嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
 - 議案第7号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について
 - 議案第8号 嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例について
 - 議案第16号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第25号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第17号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第26号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第18号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第27号 平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
 - 議案第19号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第28号 平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算

- 議案第20号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第21号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）
- 議案第31号 平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成24年度嬉野市水道事業会計予算

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。

本日から議案審議に移りますが、24年度の当初予算等を審議する極めて重要な質疑でありますので、慎重審議のほどお願い申し上げておきたいと思えます。

本日は、園田議員が遅刻であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

質疑については、通告順に許可いたします。

それでは、議案第15号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから12ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入について質疑を行います。

事項別明細書13ページ、第1款．市税、1項．市民税、2目．法人、1節．現年課税分について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

昨日の、局長の本日の欠席警告を押し切って、本日出てまいりました。一般質問にいささ

か疲れておりますので、さらっと行きたいと思います。

まず、13ページの市税の法人税の分であります。今回、2,175万9,000円、増額計上されておりますけれども、とりあえず1回目については、現時点における調定額、そして収納額、収納率、それぞれについて増額分でおわかりであればお示しいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

2月末現在の調定分に対して行いますけど、この分が1億307万3,700円が調定となっております。——この分につきましては、申しわけございません、1月末でございました。2月は1億625万5,800円が調定額となっております。

以上です。（「収納額と収納率」と呼ぶ者あり）

収納額が1億293万8,800円ということになっておりまして、徴収率が96.87%ということになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

この法人税につきましては、ここ数年を見ましたときには、ほとんど3月補正において増額があっていない中で、今回2,175万9,000円ということで、今、調定額、収納率等をお聞きいたしましたけれども、昨年度の決算を見ましても、現年分8,200万円、過年度分が85万6,700円ということで、8,286万円がある中で、本当に2,000万円という、先ほどの決算と比較してみても2,000万円のアップというふうなことで、考えてみますと、昨年、東日本震災等々でかなり業績が悪化したんじゃないだろうかという私は気がしておりましたけれども、今回、このような大幅な増額にされた要因についてお示しいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

一応、景気回復が徐々に見られた傾向が出てきておりました。決算におきましてです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

回復傾向ということだからこそ、このような増額計上という形になったかと思うんですけども、その中で、1号から9号まで法人ありますよね。どこら辺のところ、大口の分がこのような形で数字としてあらわれたのか、全体的な形であらわれたのか、そこら辺がおわかりであればお示しいただきたいということと、このことが当初予算とリンクするわけですけども、当初予算も今回大幅な計上をされている。そこら辺を見込まれた上でのことだと思うんですけども、とりあえず、この補正においてはそこら辺の最後の分ですね、大口の分の数字というのが形としてあらわれているのかということだけをお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

今回の大口の法人の増額につきましては、法人にて4号法人の分が大幅に増ということになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、予算書19ページ及び20ページ、第13款、使用料及び手数料について質疑を行います。

1項、使用料、3目、農林水産業使用料、2節、林業使用料についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

19ページ、使用料、広川原キャンプ場の使用料でありますけれども、これが当初予算で350万円計上されて、そして、今回77万3,000千円の減額ということで、最終的には272万7,000円という数字になって出ているわけですけども、まず、この減額になった要因、とりあえずそれだけお答えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

今年度、昨年になりますけれども、震災によります全国的な自粛モードの中でのスタートということになり、ゴールデンウィークが大体、近年コテージの利用が多くほぼ満杯状態になるはずのところ、今年度につきましては例年になく空室がございまして、特に県外からの利用者等がコテージは多かったんですが、その分が利用料に影響が出ているというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

項目が多いですので、1項目5分ずつぐらいで進めていきたいと思いますが、今回減額になった要因というのは、そこら辺でわかりましたけれども、当初予算の計上の仕方ですね、これが実は昨年度3月議会の補正で、最終的に266万4,000円という数字が出ている中で、当初予算においては昨年度の320万円から350万円という増額計上をされているわけですね。実は利用実績だけを見ましたときにも、平成21年度が282万円、そして平成22年度266万円、今年度、平成23年度では272万円というふうな数字、これぐらいの数字で推移をしているわけなんですよね。そういう中で、当初予算の計上見込みというんですか、これが余りにも大きかったのではないかというふうな気がしてならないわけですね。だから、ある程度のところ、今回当初予算をはじき出されるときには、キャンプ場について数字がわかっていると思うんですよ。例えば、266万4,000円、昨年度ですね、そういう中で約100万円アップをされた形で当初予算を計上されているわけです。だから、これについてはやや見込み計上として非常に甘かったんじゃないだろうかという気がしてなりませんけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

私も決算をずっと見ておまして、御指摘のとおりでございますけれども、昨年、予算的に少し大きく見込んでおりましたのは、いわゆるコテージの料金改定をいたしましたので、その分で一応見込みとして昨年よりも30万円程度増額をして計上しておったところがございます。ところが、ことし分についてはそういうことで落ちておりますので、私も今度予算を組むときに過去の実績をもう少し見て、多過ぎないようにということで担当のほうには指示しておりますので、御指摘のことについてはそのとおりではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

今、部長は30万円と言われましたけれども、それは当初予算比較の30万円ですよ。先ほど申しましたように、今度当初予算を計上する時点では、もう収入の分はある程度結果とし

てわかっている数字なんですね。だから、266万4,000円という昨年度の決算の数字を見たときに、350万円というのは先ほど申しましたように約100万円アップなんですね。今言われるようにコテージだけの収入アップを見込んで、果たしてこれだけの数字を計上すること自体が、これはもう完全に当初予算の甘い数字見込みだと言わざるを得ないわけです。これは当初予算ともリンクしますけれども、今回の当初予算においても相変わらず同じような形で計上されているわけなんです。

今、部長のほうはその数字を見て、少しシビアな形で計上すると言われましたけれども、平成24年度の当初予算の計上でも同じ形でされているわけですね。そこら辺は本当に検討されたんですかね。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

実は、私がちょっと精査する時期がおくれまして、査定の済んだ後に確認しましたところ、ちょっと多過ぎはせんかということで、係のほうにも指示をしております。24年度予算については、多分そういうふうなことで反映されておられませんけれども、もう少し慎重に歳入についてはしてもらいたいということで、直接担当のほうに指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、1項、使用料、6目、教育使用料、3節、社会教育使用料についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは本当に細かい数字なんですけれども、今回、文化センターの使用料が当初予算の120万円計上から35万円減額されている。この文化センターの使用料の分について減額要因をお答えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

主な原因といたしましては、平成22年度まで長期で継続して利用された方が、23年度になって非常に減少したというのが主な原因でございます。（「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

次に、2項. 手数料、2目. 衛生手数料、1節. 清掃手数料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、補正予算書20ページの清掃手数料について、し尿汲取手数料のことでございますけれども、今回補正で879万円の増額というふうになっております。この点につきまして、22年度の3月の予算を見たときに1億5,085万3,000円という金額で、今回の23年度の補正とほとんど金額が変わらないというふうな状況になっているわけですね。このし尿くみ取りというのは、公共下水道への加入、あるいは農排への加入、あるいは合併浄化槽への切りかえなどによって、このあたりが減ってくるものじゃないかなという気がしたものですから、今回879万円の増額の理由と、22年3月とほとんど同額という、そのあたりについての御説明をいただきたいなと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今、神近議員のほうから22年度の3月補正と余り変わっていないじゃないかという御指摘でございますけど、もう今上がっている時点では、実績といたしまして昨年より90キロリットルオーバーしております。それで、合併浄化槽、公共下水道との兼ね合いの影響はどうかということですが、一応、今のところうちのほうでよくわかっておりませんが、要因としては、高齢者宅の簡易水洗化ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今の実績でも90キロのオーバーということでございます。その要因が高齢者宅の簡易トイレの増でこれまで上がるのかなという危惧もするわけですよ。ですから、今まで、これはあくまでも手数料で実績で上がってくるというのは十分理解をするんですけれども、先ほど申し上げましたように、公共下水道とか、そういうふうな加入は加入で進んでいるのにくみ取り料がほとんど変わらないというところに私は疑問を持ったわけですが、やはりそれだけ高齢者の簡易トイレというものの影響というのがあるんですかね。そのあたりについてお尋ねしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

はっきりはわかりませんが、今言ったように、それしか今のところ原因がわかっておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

全く神近議員と同じような質問要旨ですので、これは取り下げます。

○議長（太田重喜君）

これで第13款、使用料及び手数料についての質疑を終わります。

次に、予算書28ページから29ページ、第16款、財産収入について質疑を行います。

2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入、2節、立木売却収入について質疑の通告があつておりますので、発言を許可します。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、本当に細かい数字でありますけれども、今回立木の分で科目存置の分を差し引きますと、要するに2,000円の収入というふうな形になるわけですが——3,000円か。それで、この減額になった要因だけをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えをいたします。

これは歳出の減額補正でお願いしておりますものとも関連をいたしますけれども、当初予定しておりました流域育成林整備事業で行います利用間伐事業の収益を当初計上いたしておりまして、その事業が中止になりましたので、その分が減額になっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

これについても、私は当初予算を計上する場合において科目存置でもいいんじゃないかなという気がいたしているわけですね。土地売却収入について、毎年科目存置であつて、立木についてだけ毎年100万円ずつ計上してあるんですよ。だから、ここら辺についても入

るかどうかわからない、そういういろんな形の中で決算を出されない場合もありますので、これについては多少見直しされる必要があるというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これは流動的な収入でございますので、申しわけございませんけど、平成24年度当初予算におきましても別の事業で利用間伐をいたしますので、計上いたしておりますけれども、今後、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

ほかの分でもちらちら見受けられるんですけども、当初予算においてもそうなんですけれども、入りを図って出るを制すという言葉がありますけれども、入りの分については、やっぱり極めて慎重な形で予算計上していただきたいということだけを要望しておきます。

○議長（太田重喜君）

これで第16款、財産収入について質疑を終わります。

次に、予算書30ページ、第17款、寄附金について質疑を行います。

1項、寄附金、2目、総務費寄附金、1節、ふるさと応援寄附金についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

30ページの寄附金、ふるさと応援寄附金の分ですけども、これが5万円、当初予算計上されて、今回263万円増額されて、最終的に268万円計上されております。

まず、この263万円増額になった要因、そして、これがいつの時点でこのような増額の大きい寄附があったのかということまでおわかりであれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

これだけ大きく寄附金が伸びた理由といたしましては、今回1件の大口の寄附があったことが大きな要因でございます。ほかにもふるさと会への呼びかけやホームページのガイド等も行いながら、幾らかそこら辺での効果もあったかと思っております。

あと、大口の寄附の時期でございますが、昨年11月の頭でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

1つは、こういう予算に上げる場合、仮に11月であったとするならば、12月あたりで補正として計上することは考えられないのかということがまず第1点。それとあと、今回263万円のうち大口寄附が幾らかわかりませんが、実は一般質問の中で、ふるさと応援寄附金について執行部としても努力しなさいというふうなことを申し上げた経緯があります。そのことに、先ほど課長のほうは答弁の中で幾らかそこら辺の伸びがあったというふうな形で言われましたけれども、そこら辺の伸びというのは、大体どれぐらい、要するにいろんな形で宣伝して回ってその効果が出たというのはあらわれていますか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

まず、12月の補正ではどうだったかという御質問でございますが、12月でも当然可能だったかとは思いますが、まだ11月、12月、1月までぐらいは寄附等もあろうかと思ひまして、3月での補正としているところでございます。

あと、議員の御提案等でございます、いろいろなところに行つてのPR活動、そのようなことでも大きなということではございませんが、約3件の高額があつておひます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

もう私素人でよくわかりませんが、小口寄附の場合は別として、やはり大口寄附があつた場合についてはもう早目に私は予算計上すべきじゃないかなという気がするわけなんですけれども、そこら辺の見解、どんな考えをお持ちなのかお尋ねをしたいし、そして、後段の分ですけれども、それだけPRを行つて3件しか効果がなかつたというのは、これはまだまだ努力が足りないんじゃないかなと、他市のいろんな宣伝活動、そしてそこで上がつてゐる収入等を比較してみても、そのような気がいたしますけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

3件と申しましても、全体では18件でございますが、私の所感として3件がそういった効果だったのかなということが1つございますが、あと、他市の状況ということで、他市もお問い合わせはしているところがございますが、かなりの件数の何百件というような町がございます。そこに何でそんなにというふうなことでお尋ねをいたしましたところ、その町につきましては、ふるさと応援寄附金をされた方に対するお礼と申しますか、そこがかなり上等なものというか、金額のあるようなものを用意されているということで、それを期待されての寄附がかなり多いということは聞いております。ほかの市町につきましてもお尋ねいたしますが、やはりうちと同じようなことで、なかなか件数的には伸びないというようなことを言われております。

大口寄附について、その時点での参加と申しますか、そこについては先ほど御答弁申し上げましたが、うちとしては1月、2月もまだ寄附があらうかということで、まとめたところでの計上をいたしたく考えとったところで、議員の提案どおりそういう大口はすべきということであれば、これからはそのようなことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで第17款、寄附金についての質疑を終わります。

次に、予算書31ページ、第18款、繰入金について質疑を行います。

1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは、あと細かい分については出の積立金のほうでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、まず入りの分については、この分を今回1億円だけ残して繰り入れた理由だけ、そしてもう1つは、この基金については塩田時代からずっと積み立ててこられた土地開発基金だというふうに私は理解をしておりますけれども、そこら辺で今までこれを使って——これは出のほうで聞くかな。とりあえず、今回繰り入れた理由だけお答えください。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

土地開発基金の今回の繰入金のほうで2億8,000万円強の財源を繰り入れております。これにつきましては、条例額の3億7,826万5,000円とずっと合併当時から積み立てた利息の分がございますので、1億円と1,000円を控除した額の残りの分を一般会計の中に繰り入れているという形でございます。（「理由、理由」と呼ぶ者あり）

理由につきましては、この基金をまた別の基金に積み立てるとか、一般財源に使うとかございますので、それは歳出のほうでこの財源をどこに使うという形で、とりあえず一般財源化させまして、それから歳出のほうで積み立てる方向で歳出として予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

いや、私が言いたいのは、その積み立ての分は出でまたお聞きします。それはわかっています。だから、何ゆえに今回こういう形で1億円だけ残して繰り入れたその理由だけです。今の時点で。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、土地開発基金につきましては、条例の改正も行っております。これにつきましては、土地開発基金は昭和40年代だったと思います。土地開発基金の目的といたしましては、土地の急な高騰とか、いろんな経済状況の中で土地開発基金が設けられたと思います。

今回、減額した理由については、今地価も下落傾向がございますし、高騰という部分も今のところ考えられませんので、一応所期の目的は達したという形で1億円残して今回この中に繰り入れたわけなんですけれども、1億円残した理由につきましては（「それはいい、それはいい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

あえてそこをお聞きしたのは、今までこの土地開発基金についてずっとそのまま持ってこられたわけですね。過去においてもそこら辺のところをもう少しほかの基金に振り分けるとか、そういうことで考えた経緯がなかったのか、それだけをお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

土地開発基金については、ずっと定額基金という形で積み立てておりましたけれども、やはり利用状況というのが全然なかったし、実はさきの12月議会の中でも若干の御提案をいただきましたので、その中で、やはり全国の自治体等につきましてどういうふうに土地開発基金を利用されているかというのを調べた経緯がございますし、また、横にいらっしゃいます会計管理者が財政課長をされた当時、県内の都市の財政担当者課長会議の折に、土地開発基金の今後の利用について協議された経緯がございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで第18款、繰入金について質疑を終わります。

次に、予算書32ページ及び33ページ、第20款、諸収入について質疑を行います。

5項、雑入、1目、雑入、1節、雑入について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

33ページ、諸収入、雑入の中の一番最後に「市町村拠出金（リサイクル協会）」と書いてあります。これは市町村拠出金ということで書いてありますので、大体、県の組織じゃないかと思いますが、リサイクル協会がどのような仕事をしている協会か御説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

まず、日本容器包装リサイクル協会がどういうものかということですが、容器包装ごみを減らそう、集まったごみを資源として活用しようとして、市民、市町村、容器包装を使う事業所等と一緒に活動が続けられております。

平成20年4月から施行になった市町村への資金拠出制度は、ごみ関係のリサイクルが合理的、効率的に進められまして、推定よりもリサイクル料金が少なかった場合、その金額から費用を引きまして、残った半額を市町村のほうに拠出していただいております。算出方法はすみません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

雑入で148万4,000円入っておりますが、これは使用が少なかったということで考えてよろしいですか。それとまた、容器ごみということでどのくらいのところまでの扱いがあるかですね、容器もいろいろあると思いますので、どのくらいのところまでの扱いをしているか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

嬉野市で扱っている品目は、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装でございます。一応、平成22年度はガラス瓶を出しておりましたが、費用がなかったため拠出金は戻ってきておりません。数量といたしましては、今年度分になりますけど、嬉野市のガラス瓶が173トン、ペットボトルが59トンです。そして、プラスチック製容器が113トンでございます。あと、紙製容器はございません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

大体、毎年当初予算で協会に対する負担金はどのくらいございますか。（「負担金」と呼ぶ者あり）拠出金でも結構です。

わからなかったら後で結構です。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

すみません。24年度ですけど、再商品化業務、リサイクル協会にプラスチック関係が19万円……（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

すみません。24年度でよございますか。廃プラ関係が協会のほうには19万円程度です。ガラス瓶関係が21万2,000円でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで第20款、諸収入について質疑を終わります。

次に、予算書34ページ、第21款、市債について質疑を行います。

1項、市債、3目、合併特例債、1節、合併特例債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては簡単に行います。まず、その市債、今回合併特例債を計上されておりますけれども、3億8,940万円、過去の3月補正等々を見ても、このように3月に合併特例債で計上された例というのが余り見当たらなかった。今回、たまたまその事業が合併特例債に該当するというふうなことで、これに3月補正で大幅な増額計上されたのかどうかということだけをお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

今回、合併特例債を3億8,900万円強の補正を行っております。これにつきましては、国の3次補正がございまして、その関連といたしまして、塩田小学校の耐震補修改修事業に1億4,820万円の……（「額はわかっています」と呼ぶ者あり）額はよろしいですか。今回の3次補正に伴います部分かなりの額を占めておりますし、ようやく嬉野橋とか市の体育館の空調設備等につきましても合併特例債が充当できるという県との協議ができましたので、今回かなりの増額補正となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで第21款、市債についての質疑を終わります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出について質疑を行います。

歳出36ページから42ページまで、第2款、総務費について質疑を行います。

1項、総務管理費、5目、財産管理費、25節、積立金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは先ほどの繰入金とリンクしてくるわけですが、今回、公共施設建設、そして地域づくり推進事業ということで、このような計上が基金として積み立てておられます。今回の公共施設と地域づくりの2つの基金に積み立てられた理由、それと別に新たな基金というものを考えられたことがなかったのかどうかということ、その2点をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

今回、2つの基金に充当した理由でございますけれども、土地開発基金の性質を見ますと、やはりハード的な部分でございますので、これにうちのほうで積立基金として11、あと定額等も含めまして15の基金がございますけれども、その中で、本来土地開発基金の性質上、似たような今回の公共施設建設基金と地域づくり推進事業基金に振り分けた経緯でございます。やはり、ちょっと話が多くなりますけれども、住宅を建てるための土地の部分を貯金した部分を建物のほうに使えるような基金とか、庭をつくる積立金に回したという形で今回この2つの基金のほうに振り分けた経緯でございます。

また、別の基金を創設して積み立ての検討をされたかということでございますが、確かに今後いろんな事業が入ってまいります、大型事業も四、五年後には入ってきます。これにつきまして基金を新たに創設して、そこに積み立てようかなという検討もいたしましたことはあります。しかし、最終的にどのくらいの財源が必要か、どういう形で積み立てるかという部分もまだ明確に出ていなかったもので、今回2つの基金に充当したところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

この2つの基金に積み立てられた理由というのが、何かこじつけみたいにもどうも聞こえるんですよね。そのハード面だからハード面にしたとかというふうなことで、じゃハード面にしたのはいいけれども、公共施設で1億5,000万円、地域づくり推進事業に1億3,589万円という、その振り分け方も私はよく理解できない部分があるわけですよね。だから、どういう根拠にしてこのような、例えば2つの基金に積み立てられたのかということですよ。

あと、ハード面と今おっしゃいましたけれども、そのソフト面でも全く含められない理由はないわけですよね。だから、今おっしゃった理由というのが、私は非常に理解できない部分があるんですけれども、もう一度、そこら辺についてお答えをいたしたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、2つの基金に1億5,000万円と残りの部分を振り分けたわけなんですけれども、この理由につきましては、特段、2つのほうに均等的に割り振ったという形でございます。

それから、ソフトとか、そういう減債とか財調とかがございますけれども、やはり今まで嬉野町と塩田町でそういう形で残してきた部分でございますので、財調とか減債に、私的にはそういう見えないような形よりもこういう形の中に残しておきたいという部分もございましたので、この2つに積み立てた経緯でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

1回目の質問のときに、新たな基金が考えられなかったのかということをお尋ねいたしましたよね。そのときに検討した経緯があるというふうな答弁をされました。ならば、あえてこの2つに振り分けずとも、とりあえず財調かどこかに置いといて、新たな基金、また当初24年度に入ってからもう一度検討し直して、そこにぽんと積み立てるという方法もあったんではないかなという気が私はしてなりませんけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

財調というふうに特定しますと、財調は当該年度の財政不足の手だてみたいなおものでありますので、やはりこの中にびしゃっと公共施設に1億5,000万円、地域づくりに1億3,800万円強のお金を積んで新たな基金をつくることにつきましては、ちょっとまだ内部的にも難しい部分があったので、とりあえずここに置いておくという形をとっております。

○議長（太田重喜君）

次に、1項．総務管理費、6目．企画費、13節．委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要君。

○17番（山口 要君）

企画費の委託料、36ページですけれども、第二次行財政改革については、当初予算で304万5,000円計上されて、今回108万円減額された、そして最終的には196万5,000円ということでもありますけれども、これが当初の説明では入札減というふうなことで説明がありましたけれども、この入札減にしては、実にこれ40%のダウンということですよ。だから、余りにも入札減にしては大き過ぎる数字じゃないかなと、こういうソフトの分について感じますけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

今議員申されるとおり、私としてもかなり大きな入札減と考えております。

以上です。（「それは答弁にならんばい」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（坂本健二君）

私は、当初予算が上がった後に企画部長でおりましたところで、なぜこのようになったかということで聞きましたところ、当初第1次をやった会社がございましたので、随契がよろしいだろうという企画課の考えがあったようでございます。それでお願いしておりましたけれども、もうその段階ではないということで一般競争入札に変えましたところ、この額で落ちついたということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

一般競争でこれだけ、約40%、100万円近くも減額になったというのは、結局当初予算を計上する時点で第1次の業者等のことを参考にしながら、計上されたと思うんですけれども、そうした場合、やはり計上見込みが非常に甘かったということがまず第1点と、今回その1次のときに、私も記憶にはっきり覚えていないんですけれども、どういう形であったのか。1次のときも入札されたのか、随契でされたのかということをもう一度確認したい。そうすると、結局、こういうソフト面、コンサル等に委託する場合、かなり入札の分についてフェジーな分があるような気がいたしますけれども、そこら辺のところだけとりあえずお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

私のほうから入札関係も当然担当しておりますので、答弁をいたしますけれども、ソフト面、コンサルタント等の委託につきましては、いわゆる下限がございません。工事と比べて、例えば0.7とか0.8とかですね、制限価格がございません。それが1点です。そして2点目は、甘いとか言われましたけれども、これは当然国の歩掛かりがあれば、それはもちろん使います。（発言する者あり）歩掛かり、何と云えばよかですかね。設計の手法は、国、県で示された分についてはそれを使います。そして、使わない場合は、例えば見積もりも1社じゃなくて……（発言する者あり）したがいまして、そういうのが背景にありまして、今かなり入札減が出てまいります。ちょっと私のところもございますけれども、そういった背景がございます。

以上です。（「ハードと違うんだから、ソフト面を聞いているわけだから」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（坂本健二君）

すみません。第1次のときの入札方法が、恐らく内容は国が指定しました様式とか、国が出した項目で約500項目ぐらいあったと思います。それらを見越して恐らくプロポーザル方式等を出させて、予測でございますけれども、それで当初第1次をやったのではないかと思います。やったところで、今度第2次を見込むとき、それをそのまま今度は項目数が105項目ぐらいに減りましたので、それらを勘案して当初予算をお願いしているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．徴税費、2目．賦課徴収費、23節．償還金、利子及び割引料について質疑の通告がっておりますので、発言を許可します。山口要議員。

○17番（山口 要君）

38ページの徴税費、過誤納金還付金2,620万円について、説明では社会福祉法人の非課税土地の課税した分の償還と、還付金ということで御説明がありましたけれども、この分、何件でそれぞれ金額的にどれくらいなのかということと、そして、この発覚時期といいますかね、それがいつごろだったのか、そして、これは当市独自、あるいは他市のことがあったからそこで調べられてこういう形になったのかということまであわせてお答えいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

せんだって、新聞報道によりまして非課税枠になっている医療法人が運営する社会福祉施設に課税されていることが取り上げられましたので、当市といたしまして調査を行いました。平成11年度の地方税改正で非課税枠となり、平成12年度に介護保険法がスタートし、非課税の適用はその翌年の平成13年度からとなっております。そこで、嬉野市として医療法人が運営する社会福祉施設で老人福祉法第14条の届けを県に提出している事業所があるかどうかということを県のほうに確認いたしましたところ、非課税の対象となる医療法人が2事業所あるということが判明いたしましたので、固定資産税返還金要綱に基づきまして、この金額を計上いたしております。

2事業所ということになっておりますので、1事業所につきましてが返還金として1,871万1,120円、還付金といたしまして889万9,400円、1事業所につきまして2,763万520円、も

う1つの事業所につきましては還付金として86万2,900円ということで、2事業所の合計といたしまして、2,849万3,420円ということになっております。

今回の補正につきましては、当初予算700万円に対しまして、既に歳出還付いたしている分が433万7,000円ございまして、年度末までの見込みとして36万9,000円を見込み、この分の不足ということで2,620万円ということで計上をお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

金額的には別といたしまして、他市で新聞報道、今おっしゃったようにそれがあって、初めてそこで調査をされて発覚したわけですよね。やはりここら辺については事例が発覚するまではなかなかわからない部分があるというふうに、それは担当課もそうだと思うんですけども、今回の経緯をもとにして他のそういうものがないかどうかということをお調べになった経緯はありますか。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

この件について他市町村のほうに……（「いや、他市町村じゃなくして、ほかの例がないか、この嬉野市の税の中で」と呼ぶ者あり）はございません。この件ですよね。（「いや、この件に基づいて、他の税金の分で。ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午前11時1分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

申しわけございません。そういうふうな調査した経緯はございません。（「調査した経緯がない」と呼ぶ者あり）した結果です。

○議長（太田重喜君）

これで2款、総務費の質疑を終わります。

次に、歳出43ページから46ページまで、第3款、民生費について質疑を行います。

1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、19節. 負担金、補助及び交付金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは質問いたしますが、私は社会福祉総務費の介護基盤の緊急整備等特別対策事業の424万8,000円の減額についてですが、これは9月の補正で県の10分の10の補助事業で行われた事業だというふうに理解をしておるわけですが、今回の説明でいきますと、1事業所が取りやめになられたのが原因ということではありますが、その取りやめられた原因等につきまして、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この予算につきましては、昨年の9月議会で御承認をいただいたものでございまして、議会終了後、10月の中旬になりましてその事業所のほうから取り下げの申し出がっております。理由といたしましては、その事業所において中長期計画を検討されます経営者会議が開催されたということございまして、その中で、地震を想定した場合、今回の大地震みたいな地震を想定した場合に耐震強度を考えると築30年を経過しておるということなのでこの建物については10年を経過しないうちに解体計画が出てくるのではないかとということで、今回の要望を取り下げたいということで申し出があって、これを認めて県のほうにも取り下げの申請をいたしたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

9月の補正予算で10月に取り下げということなんですが、これはただ単に市が窓口になるだけであって、県からそのまま流れるわけですよ、補助金として。そういうことで市の持ち出し等に関しては関係ないわけですが、県は県で予算があるわけですよ。こういう事例が発生したとなれば、例えば次年度以降、こういう対策に対してですよ、県が嬉野市に対して、そういうほかの事業所に対して迷惑をこうむるといいますか、こういう前例を9月に補正で上げとって10月に会議をして取り下げに来られたということであれば、非常にそこら辺で次の段階のときに困るのではないかなという気がするわけです。ほかの事業所さん等がですね。その点について県との協議、あるいは市の見解としてどういうふうな考え方をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この件につきまして申請、取り下げがございまして、県のほうとも調整をいたしておる中で、県のほうも認めていただいたところでありまして、今後の事業につきましては、今現在のところ嬉野市内においては希望される事業所がございません。それともう1つが、この補助事業というのが24年の12月いっぱい終わるということで、県のほうからもこれについての意見等は特別あっていないところで、ほかの事業ではいろいろあるかもわかりませんが、この件につきましては影響がないというふうに判断いたしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

この事業に関してはそうだと思うんです。ただ、これはほかの例えば農林とかなんとかのこういう県の補助事業でいけば、こういうふうなことで一応嬉野市でやりたいけれどもということで予算をいただいておいて、それでこういう事情でできませんでしたということになれば、県としてもせつかく予算を組んどいて、そしてそういう理由で取りやめということは、これはやはり次のこの事業だけじゃなくて、今からの事業に多分差し支えが出てくると思うわけですよ、多かれ少なかれ。ですから、私がお願いしたいのは、こういう県の補助事業等々をやるときには、そこら辺の業者さんとの打ち合わせといいますか、そこら辺をもう少し慎重にやっていただいて、以後こういうことがないように気をつけていただきたいということだけはお願いといいますか、要望しておきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

議員のおっしゃることは十分理解をいたしました。ただ、この事業は介護基盤の緊急整備事業ということで交付金事業でございますので、これはこれで特定しているのかなと思っております。御意見については十分慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

次に、織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

今質問されました田中議員とほとんど同じような質問の流れでございます。そして、私のほうがもっと質問の量が少なかったもので、私の質問は取り下げます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

田中議員の質問とまた答弁でおおむね了解をとったわけですが、2点ほど再確認をさせていただきたいということがございます。

これは10分の10で県の事業ということでは理解をするわけですが、この事務手続は市のほうがすべてやっていたらと考えてよろしいんですか。もう1点が、これは9月の補正で上がって、今の御説明でいくと10月中旬に取り下げのお願いが来たと。その後、県のほうと協議をされたということで、最終的にこの事業の取り下げ決定が結局12月近くまでずれ込んだのかなというふうに予測をするわけですが、このあたりの決定の時期というものだけは教えていただけますか。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

手続につきましては、当然市のほうで手続すべて行って、県のほうに提出をいたします。それから、取り下げについては、10月の中旬に取り下げ申請がございまして——申しわけございませんが、県のほうからの取り下げ決定の了承月日については、今手元に資料を……（発言する者あり）つい最近来ておるようです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

手続は市のほうでほとんどすべて事業所とお話をされて進められた経緯があると思いますので、今後、先ほど田中政司議員もおっしゃいましたけれども、こういうふうな事業、交付金の返還となってくれば、やはり他事業に影響を及ぼす可能性もなきにしもあらずでございますので、十分な協議をなされて申請のほうに進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

部長のほうで答弁したとおり、申請については慎重に取り扱いを図っていきたいというふうに考えます。今後とも、各事業に影響を与えてはいけないと十分認識しておりますので、そういうことで進めてまいります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、13節．委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

これは資料をいただいておりますので、質問を取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、3項．生活保護費、2目．扶助費、20節．扶助費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

補正予算書46ページの扶助費のところですか。この中で、生活扶助並びに住宅扶助、介護扶助というふうに今回減額をされている中で、特に生活扶助のほうが大きな減額というふうなことでございまして、今、昨今のいろんな就職難、いろいろある中で、これだけ減額になったということは、対象者が減になったということは十分に理解をするわけですが、また反面、この生活保護に対してはかなり厳しい審査も行われているということで、このあたりについても影響が出てきたのかなという気がするわけですが、このあたりについて減額になったおおむねの理由だけお聞かせ願えればと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

今回の生活扶助費の減額理由についての御質問にお答えをしたいと思います。

毎年、当初予算の編成時、11月までの実績を参考に翌年度の当初予算を編成いたしております。23年度の当初予算を計上するときに、22年の4月から11月までの支給実績、これに基づき推測をいたしまして、その伸び率を勘案して計上いたします。ところが、23年11月時点までの支給実績を見ましたところ、当初見込んだ伸び率よりも緩やかに推移したということで、予算に執行残が見込めることになりましたので、今回減額の補正を計上したところです。

具体的には、それぞれの項目で増減ありますけれども、医療費は若干伸びの傾向を示しておりますが、ほかの部分で当初発言がありましたような補助人員の大きな伸びがなかったというのが大きな理由になります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

予測の中でのこういうふうな扶助でございますので、かなり積算、あるいは計上というの

は難しい点があるかとは思いますが。ただ、もう1点お尋ねしたいのが、結局第1回目のときに質問しましたように、かなり申請をされている方、あるいは受けている方の審査を近年におかれましては厳しく、嬉野市だけではなく全国的に厳しく内容の調査をされたというふうな経緯があるのではなかろうかという気がするわけですよ。その中で、やはり受けなくてもいいような方でも生活保護を受けていたということも何名か他市町村でもあったということで新聞報道でもなされておりました。そういう事例が嬉野市でもあるのか、ないのかというところをお尋ねしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

22年度中の保護の申請件数が50件強あります。ことし2月までの申請件数そのものも40件弱と減ってきております。その申請があった中でも却下の件数も今年度は10件という結果を持っております。そういうことで、件数自体も減少したことと、あと新規開始の件数も例年よりは少ない件数に推移しているということで、減額補正ということになっているわけですが、その理由の中には、やはり社会状況は余り変わらない中で件数が減ってきているというのは、当然というか、申請の中で決定をする審査の項目、そこが非常に浸透して安易な申請はできないという、そういうところの周知が図られてきているということも一因にはあるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで第3款、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出47ページから49ページまで、第4款、衛生費について質疑を行います。

1項、保健衛生費、2目、健康増進費、13節、委託料について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

委託料について質問いたしますが、神近勝彦議員、織田菊男議員もたしか出されておると思いますので、詳しくは神近議員のほうがやられると思いますので、とりあえず露払いということで質問をいたします。

この中で、委託料がすべてというか、胃がん検診、乳がん検診、がん検診がすべて減額をされているわけですが、ここら辺の要するに実績に伴う減額だというふうに思うわけですが、そこら辺の理由と、一番大きい健康増進事業健康診査については、当初345万2,000円の委託料が計上されておまして、9月に95万5,000円増額をたしかされているんですね。さらにまた、今回300万3,000円の減額ということで、まずここら辺の実績と、健康増進事業健康診

査の9月の補正、3月の補正の要因が何だったのかというのをお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

9月補正予算の経緯につきましては、平成23年度の国の補正予算で国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業というのがございまして、その中で、元気な日本復活特別枠が承認をされまして、健康増進事業に40歳以上60歳までの5歳刻みの方を対象に肝炎検査の個別勧奨を行い、一層の受診促進を図る目的として肝炎ウイルス検診事業が追加されました。これによりまして、40歳から60歳までの5歳刻みの方が対象になりましたので、市では対象者の1,300人のうち、受診率を30%といたしまして、400人分の肝炎ウイルス検診費用として追加をし、9月補正で95万5,000円を増額計上し、承認をいただいたところでございます。

今回、同事業を300万3,000円減額する理由は、肝炎ウイルス検診の受診実績見込みを当初210人ということで見込んでおりましたけれども、その見込みが370人分不用となりまして不用額が106万円になりました。それと、健康診査、これは集団健診でございましてけれども、生活保護世帯分の基本項目に10人、それと心電図が3人、眼底検査3人、貧血検査3人分を検査費用として計上しておりましたけれども、これは利用者がなかったため減額をしております。あと、歯周疾患検診が40歳から70歳の10歳刻みということで、当初308人を予算計上しておりましたけれども、これも実績見込みで不用額が180万8,000円程度、減額しております。合わせまして300万3,000円ということ減額するものでございます。

以上でございます。（「人数を教えてくださいませんか。対象者380人で受診率25%が何人だったのか」と呼ぶ者あり）

すみません。肝炎ウイルス検診が、当初580人予定しておりましたけれども、210人ということで見込んでおります。あと歯周疾患検診が当初380人見込んでおりましたけれども、実際120人ということをお願いしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

その当初からですよ、例えば肝炎が580人見込んでいたのが210人、歯周が380人見込んでいたのが120人ということで、結局半分以下の受診者しかなかったということですよ。こちら辺がなぜなのかというのが、いろんなことがあろうかと思いますが、まず、こんなに少なかったのはなぜなのか、PRが足らなかったのかどうなのかとか、そこら辺の予算立てを

するときの根拠といたしますか、そこら辺に甘さがなかったのかどうか、その点どういうふうな見解をお持ちなのか、聞かせてください。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

一応、市民の方には広報等でお知らせをしておりますけれども、やはりその増進事業に対する市民の方の認知の低さが一つの原因だと思います。市のほうは、あらゆる機会を設けて市民の方に周知しておりますので、やはり健康づくりに対する市民の意識の低さが原因だと思います。

○議長（太田重喜君）

次に、織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

田中議員とまた大分重複しますが、健康増進費ということで毎年出ておりますが、これがプラス補正というのはほとんどないんですよね。マイナスばかりの補正で、これはどのような形で当初予算を組んでおられるか、説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

一応、前年度の実績を踏まえて予算をつくっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

毎年、前年度もほとんどマイナスが出ているんですよね。今回もマイナスが出ている。そいけん、どのような組み方を、前年度を対象にしてされているのか、今までもこのような状態だったから当初予算に上げているのかということで、これははっきりお願いします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

歳出予算については、基本的には年度当初には不足しないようにということで一応見込んでいますので、実績よりも若干やっぱり膨らましたところで予算組みをしますので、結果として残るのはどの予算も歳出予算はほとんどかなと思います。そこで途中で不足するものについては補正をするわけですが、若干のマイナスが出るというのは実績があつて仕方

がないかなと思っております。

ただ、先ほど言われました広報については、もっと考えるべきところがありますので、私は健康づくりのほうに行って今担当者が起案しているのは一つ一つチェックしております。もっと効果的な書き方がないのかということですね。それで、そのコストアピールもしておりますけれども、今のような現状です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

あとの質問は、田中議員と大分重複しておりますので、説明がっておりますので、あとは取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

先ほどの田中政司議員の御質問、そして先ほどの課長並びに部長の御答弁を聞いていて、まず課長のほうから、結局受診率が低いのは、その理由として市のほうではいろんな機会を持って市民の皆さんに受診への広報等はやっているというふうにおっしゃったわけですが、その後に市民の意識の低さというふうなお言葉が出たのが、私としては行政の担当たる立場の課長の言葉ではないんじゃないかなという気がしてならなかったわけです。残念ながら。市民の意識の低さがあって、受診率の低下、そして受診につなげていないというところがあるわけですので、やはり市民の意識の低さをいかにして上げるか、そこを一番強調して取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

それはそれとして、健康増進の40歳から60歳までの対象者、おおむね男女ともに約300人ほど、あるいは世代によっては400人から500人程度あるかと思うんですけれども、この対象者は極端に言ったら嬉野市全体の年代の人間と考えていいのか、あるいは国保だけの対象者というふうに考えていいのかで全然違ってくるんですよ。嬉野市全体の40歳とか50歳であろうが、その世代の対象者がすべてであれば、その中には結局社会保険等による会社による受診というものもあるわけですし、そういう方々はこっちのほうを受けない方もいらっしゃるわけですよ。この健康増進の健診なんかは。ですから、そのあたりの対象者のとり方がどういうふうになっていたのかなということで、再度お尋ねをしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

これは市民の40歳から60歳、5歳刻みの方の希望調査をして市民の方全部が対象でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

市民の方すべてが対象となるということでございます。そうなったとき、先ほど申し上げましたように、企業等に入って健康診断を受けられる方についても、結局この健康増進事業の診査分の委託料というものが発生するか、しないかでまた変わってくるんですよ。事業に対して。これが企業に対して入っていれば、私は対象者の全体数でも受診率でも構わないと思います。しかしながら、あくまでもこれは企業関係に入って会社関係の健康診断を年に1回されているところがほとんどだと思います。そういう方々にはこの健康増進事業健康診査の分は適合しないということであれば対象者の数が変わってくるんですよ。そうすると、その受診率も大幅に変わってくるんですよ。だから、そのあたりの受診率のとり方というものを担当課としてどういうふうに思っていらっしゃるのかで、私は広報のやり方も変わってくるというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

これは市民全部の方が対象でございませぬので、中には、もちろん企業の方も含まれます。企業にお勤めの方もですね。

以上です。（「うん、そうですね。暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

企業の方の健診のほうはカウントしておりません。中身はわかりませんので……（「そうやろう」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

だから、それをお尋ねしているんですよ。結局、先ほどから受診率の問題、それから広報の問題ということで、今、私を含め田中政司議員も質問したわけですよ。ただし、結局今の受診者の数の中には、あくまでも企業で受けた方の数が入っていないということなんですよ。要は40代の方の約300人近い対象者の中で、受診者が60人なんですよ。300人の中の60人ぐらいしか受けたという報告を担当課は受けていらっしやらないわけなんですよ。でも、その40歳の中に企業の中で健康診査を受けられた方というのがどれぐらいいらっしやるかで、受診率は全然変わってくるじゃないですか。300人の中で会社関係にお勤めになって、健康診査を受けた方が仮に200人いらっしやったとすれば、受診率60%以上になりますよ。でしょう。そうなるんじゃないですか。

企業に入っていらっしやらない国民健康対象者の方が、結局何人ぐらい対象者がいて、そしてどれぐらいの方が受けられたのかということもちゃんと把握をしないと、本来の広報のあり方にしても、受診率の統計の取り方にしても変わってくるんじゃないかと思うわけですよ。国の指針が、あくまでも対象者は市全体をなささいといっても、内部資料として担当課がそれを持っていなければ、幾ら申告のそのまま来れば、受診率の低下はそのまま変わらないじゃないですか。私はそういうふうに思うわけですよ。

ですから、担当課におかれましては、各企業に健康診査の実施についてやっぴらっしやるかどうか。そして、その健康診査を受けている数、そのあたりの把握をして、ここのカウントの中に入れ込んで最終的な受診率、そして、その結果を見て広報のやり方というものを検討すべきだと、私はさっきから申し上げているんです。いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

実際の健康診断の率が少しでもよくなるという意味でおっしやっぴらっしやられているのかなと思います。ただし、この受診率を出すのは統一した内容で、県内比較するときも、この数字を一応使っておりますので、この算出の仕方としては、こういうふうになるかなと思うんですけども、おっしやることはわかりますので、実際、事業所にそういう把握ができるの

かどうかも含めて、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、保健衛生費、3目、母子保健事業費、13節、委託料について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ここらあたりは同じような問題も含まれると思いますが、特に母子保健事業費ということでお尋ねをしたいと思います。

97万1,000円減額補正ということですが、この内容についてお尋ねをします。

それと、この中には妊婦健康診査と妊婦歯科検査があると思いますが、今回の減額の内訳はどういうふうになっているのか。

それと、当初、主要な事業の説明書では、受診対象者は230人ということで報告を受けております。大体まだ何日か残っているわけですが、今年度、対象者及び受診者は何人程度になるのか、まず3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えをいたします。

97万1,000円の減額の補正の内容ということでございますけれども、今年度の新規事業といたしまして、妊婦の歯の健康チェック及び早産予防のための妊婦歯科健康診査を当初予算に計上をいたしましたけれども、12月までの利用実績が36人、そして1月から3月の見込みを64人として、実績見込みを100人として130人分を減額しております。

妊婦歯科健診の今回の当初予算では161万円計上させていただいておりますけれども、今回は97万1,000円の減額をお願いしております。

あと妊婦健康診査は、当初が2,271万7,000円ですけれども、これは医療機関委託ということで、14枚の受診券を交付しております。

当初予算の計上の対象者数はここ数年、出生者数が230名前後で推移をしておりますので、それで一応計上しております。母子手帳の交付は4月から2月までの実績で約195人ということになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今の答弁では、97万1,000円というのは、妊婦歯科検査による減額のみで、妊婦健康診査

の14枚の件に関してはほとんど当初予算どおりというふうに理解をしていいのか。

それと、多分この事業に関しては県の2分の1の補助事業と認識をしていますが、この2分の1の補助の事業の中には妊婦歯科検査も入っているのか、それとも歯科の検査については新規事業ですので、嬉野市の新たな単独事業に当たるのか、その辺伺います。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

妊婦歯科健診事業は単独事業でございます。

あと妊婦健康診査は補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今回、お尋ねしたかったのが、そこを聞いたかったわけですがけれども、やはりこれは谷口市政にとって、子育て支援事業の大きな柱の中の一つだと思います。やはり市が単独して、新たに歯科まで診療をするということは、妊婦にとっても非常にこれは必要なことですし、ただ、やはりその辺が先ほど健康診査のほうにもかかるとですけれども、せっかくこんなにいい単独事業で谷口市政の一番柱となるような事業が、もうほとんど半分以上の減額になってしまうというのが……。230人の受診者がすべてやはり歯科までしていただける、そういう市民の一つの権利というのは持っていらっしゃるし、ただ、その辺が14枚の健診はすべてもうこれはほとんど230人、百九十何人と言われましたが、3月までほとんどこれは消化できると思います。一つ私が思うのは、診療所、例えば助産院とかで受診はできても、歯科はできないわけですね。それで、その辺をもう少し考えていただきたい。

それともう一点、やはりPR不足じゃないかな。妊婦さんは全部それを知っておられるのかな、本当に妊婦さんたちはいろいろ勉強されます。それで当然これは胎児のための歯科は、自分が歯をしっかりとしなければいけないというのは、これは本当に認識されていると思いますので、その辺のPRですね。その辺について、ぜひ部長に答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

個人的な話になりますけれども、うちのも——うちのもというのは、家内も結婚する前は虫歯ゼロだったんですけれども、3人出産した後は自分の歯はもう何本かしかなかった。そういうことを考えてみれば、議員のおっしゃるように、やっぱり妊娠中の歯の治療というのは非常に大切なことでもありますし、歯のための栄養をどうとるかというのが非常に大切だと思いますので、こういうことについてももしっかり周知をしたいと思いますし、これだけ知らないということは恐らくないと思います。一緒に御説明はしますので、ですから、そこに足が向いていないところがどういう原因なのかというのをしっかり聞き取りなりをして、勉強をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

母子手帳の交付のときに、こういう制度があるというのは一応お知らせをしております。新年度は5月から歯科医の協力を得まして、市報に歯科コーナーということをして啓発を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、1項．保健衛生費、4目．予防費、13節．委託料について、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

これにつきましても、織田議員、神近議員が質問されておりますので、露払いということでもさせていただきます。

特に、私は委託料の中の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用軽減事業ということで質問をさせていただきますけれども、23年度の当初予算の説明資料の97ページでいきますと、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用軽減事業ということで、要するに補助事業を除くところの予防接種の事業に対して、子どものインフルエンザのワクチン、これを1,000円の助成ということと、高齢者用の肺炎球菌ワクチンの接種費用の軽減ということで、大体8,000円程度かかるかなと思うんですが、その4,000円の助成ということで、委託料と、そして補助金ということで、償還払いということでやっているわけですが、今回、委託料のほうが648万円の当初予算に対して、3月で267万3,000円という減額ですよ。補助金のほうが72万円に対して

67万2,000円ということで4,000円の補助を払ったにすれば12人しかその対象者がいないというふうな数字なんですね。ここら辺が非常に高齢者の死亡の要因として肺炎、肺炎という言葉聞くわけですし、そのためにこういうふうな市単独の処置をとられていると思うんですが、今回、非常にここら辺、大きな減額をされたのは実績によるものと思うんですが、なぜ、こんなに減っているのかと、対象者がいなかったのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

まず、予防接種でございますけれども、平成23年度に特例措置といたしまして、高校2年生を対象に麻疹、風疹ワクチンを計上しておりましたけれども、これの実績がなかったということで、減額をしております。

あと、H i bと小児用肺炎球菌でございますが、これは3月に同時接種による死亡事例が7件報告されまして、接種見合わせの措置がとられております。これが任意接種でございますので、保護者の接種控えがあったと思います。

あと、子宮頸がんにつきましては、全国的な接種によりワクチンがなされ、平成23年3月からワクチンの供給不足の事態が生じまして、6月末まで接種ができない状態が続いたことが要因でございます。

もう1つ最後に、高齢者肺炎球菌につきましては、各種会合、健康講話等で啓発活動を行っておりますけれども、やはりこれは一部負担金があるということが影響して受診率が伸びなかったということを考えています。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

要するに、一部負担金が発生するから少なかったということですが、まず2点目ですので、教えていただきたいのが、高齢者用肺炎球菌ワクチンの軽減事業ということで、ここの説明資料でいけば対象者は70歳以上6,000名いらっしゃるわけですよね。初めの当初予算、接種率30%の1,800人というふうなことでやっておられるわけです。私はこれよくわからなかったんですが、接種率を3割の1,800の方が接種をするというふうにここで見込んでおられて、じゃ、負担金が72万円というのが、ここら辺の数字がちょっとよくわからなかったんですよね。

この説明資料でいくと、1人につき1回4,000円の助成ということで、償還払いとして

4,000円をもらうわけですから、1,800人の方が4,000円を払うとなると、720万円という数字が出てくるんですが、そこら辺の負担金と補助及び交付金の、ここら辺の一番——当初予算の説明資料のここら辺の内容を教えてくださいのと、じゃ、実際、高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種された方が実績として何名なのか、人数ですよ。先ほど申しましたように、償還払いは、私のこれでいくと12人ということになるんですけど、それで間違いがないのかということですよ。まず、事業説明書の97ページのその説明と、実際、高齢者用肺炎球菌ワクチンの実績をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

72万円は市外の医療機関に支払う償還払いの分でございます。あとは委託料でございます。

以上でございます。（「よかです。最後」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

これは担当課もわかっていらっしゃると思うんですが、要するに高齢者の肺炎で亡くなる死亡率というのは、私の身近な方でも非常に多いわけですよ。そのために、こういう——これはたしか1回接種をすれば長くきくといいですか、そういうふうな肺炎球菌のワクチンだというふうに理解をしているわけですが、これは確かにこれだけしか受診をされていない。助成をしているにもかかわらず、これだけの方しか受診をされていないということは、やはり対応といいですか、せつかくこれだけの予算を組みながらやっているわけですが、ぜひ考えていただきたい。

というのは、医療機関でインフルエンザのワクチンの接種のほうは、先生方からかなり勧められるけれども、肺炎球菌に関しては、そういう医療機関からの勧めといいですか、それは値段的にも高いということはあるわけですが、そこら辺やはり医療機関と担当課と協議をされた経過が——今までこういうことでやりますからということで医療機関等と嬉野市としては、こういうワクチンの高齢者肺炎球菌に対する補助事業をやっております。そういうところで進められるような医療機関との話し合い等が行われた経緯があるのか。今後、

そこら辺を進められる計画があるのか。当初予算では、多分実績からと思うんですが、これは半分に減っているわけなんですけどね。

そこら辺のことを最後にお聞きいたしまして、終わります。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

今月の3月の末に、市内の歯科医の先生方と市が重要説明会を行います。その場で一応そういう制度とか、そういうのをそこで説明をしておりますので、周知は今後そういうふうにして続けたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

質問が予防費と健康増進費と余り変わらないような質問になりますが、健康増進費は大体10%ぐらいの減額と、予防費は約30%ぐらいの減額になっているということは、市民の皆さんに対してPRがっていないんじゃないかということを考えているわけです。

予防費のほうは、最近、何年かのうちに実施されたのが多いと。これは健康増進のほうは大分前からしているので、PR不足じゃないかというふうな感じを持っております。どのような形で考えておいででしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

議員のほうからPR不足だという御質問でございますけれども、実は広報と、その節目の方には通知を差し上げておりますので、それは周知不足ではないと考えております。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私もちょっと最近、病院にずっと行っておりましたが、インフルエンザなんかは結構先生が言われるわけですね。また事務のところでも言われるわけです。だけど、今予防費のところは余り先生も言われないわけですね。そして、ポスターにしても、インフルエンザが一番いいところ、見やすいところに目立つような張り方をしてありますが、予防費のところには載っているのは割合目立たないというふうな感じのポスターがあるわけです。だから、ポスターを張る場所、それから目立つようなポスターをつくる計画はございますか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

受診率そのものは、かなり低い状況なんですけれども、ただ、がん検診なんかの受診率を見ますと、県内では割と上位にあります。胃がんで7位ですね。肺がんで8位、大腸がんは4位、乳がんは2位、子宮頸がんは8位と、ある程度真ん中よりも上にあるわけなんですけれども、おっしゃるように、もっと医療費を抑制するためには、予防ということを大切にしていけないといけませんので、私がちょっと1人で考えているのは、ポスターあたりももっと注目してもらうように、例えば市内の方のそういうデザインをする方に依頼をすとか、そういういろんなアイデアを使えばどうかと、そしたら少しでも関心を持っていただくことになるのかなというふうに思ったりしておりますので、上のほうとも協議をして、もっと検診の受診率の向上については検討をしていきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

田中議員も言われましたが、自己負担がちょっと大きいような感じがするわけですね。だから、これに対してもっと負担金を上乘せするというふうな考えはございますか。（「当初予算に対する質問だから」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

よかですか。（発言する者あり）

次、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

もうお昼になりましたので、簡単に終わらせたいと思いますが、とりあえず子宮頸がんからH i b、また小児、それから高齢者の受診者の数だけちょっとお尋ねをしたいのと――一遍に言いますね。子宮頸がん、H i b、小児の肺炎については、これはいろんな事故と、どうしても保護者の同意というか、やっぱり保護者の結局了解等があって、なかなか受診率についても確実に伸びていくか伸びていかないかというのは、この3点についてはこれぐらいの減額はしようもないんじゃないかなという気がするわけですよ。

しかしながら、先ほど田中議員が質問を申し上げます高齢者用の肺炎球菌ワクチン、これがもうちょっと受診率が伸びていいんじゃないかなという気がするわけですね。結局、予算額だけを見れば全体の3分の2の方が一応ワクチン接種を受けられているということで理解はするものの、高齢者の方が亡くなる率で多いのがやはり肺炎にかかってなくなるというのがかなり多いというふうに聞いておりますので、できればもうちょっと高齢者の分については受診率が伸びてほしいなという気がしてなりませんので、とりあえず各ワクチン関係

の受診者の数をお教えいただきたいというのと、高齢者について再度、老人会等におけるPR活動に努めていただきたいという要望だけしておきます。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後0時7分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

3月までの事業ですので、見込みでよろしいですか。（「結構ですよ」と呼ぶ者あり）

H i bワクチンが69%……（「いやいや、人数も」と呼ぶ者あり）人数ですか。798人です。子宮頸がんは83%、1,190人。小児用肺炎は延べでございませけれども71%、937人。高齢用肺炎は59%、952人でございます。

PRにつきましては、今後、うちの健康増進のほうの一応教室等がございませるので、そこでのPRと、あと広報でのPR、あと老人クラブ等のPRに努めたいと思います。

以上です。（「結構です。いいです。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで、第4款、衛生費の質疑を終わります。

通告書も出してあるので、適切な答弁を午後からよろしくお願ひします。

議案質疑の途中ですが、13時10分まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

午前中に引き続き、質疑を行います。

1項、労働諸費、1目、労働諸費、13節、委託料についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、50ページ、労働諸費の分についてお尋ねをしたいと思います。

13節の委託料の中の地域人材育成支援事業、旅館サービススタッフ育成事業と若年層人材レベルアップ支援事業、2本についてお尋ねをしたいと思います。まず最初に旅館サービススタッフについて先に質問をしたいと思います。レベルアップについては、また別の案件とい

うことで質問いたしますので、御了承いただきたいと思ひます。

まず、旅館サービススタッフ、この育成事業ということで、5名さんということで当初予算計上されておられましたけれども、先般の説明の中で3名が雇用をされたということでございました。ということは、最初の5名の当初予算のときには、旅館組合のほうから22年度の実績の中で、やはり貴重な人材を国の予算等でつけていただいたということで、5名にふやしてほしいという要望があつて、私は平成23年度、5名になつたというふうに記憶をしているところでございます。

そういう中で、その3名しか雇用にならなかつたということと、それから途中でも採用ができなかつたのかなということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

すみません、ちょっと私、この時期になりますと具合が悪くなつて、花粉症とかなんとかで、ちょっと途中でせきをするかわかりません。すみません。

旅館サービススタッフの件でございます。議員御発言のとおり、前年、非常に高評をいただきまして、ことしは5人、予算をお願いしたところです。これにつきましては、ハローワーク、それからホームページ、そして全戸回覧も実施して募集をかけております。4月からの募集開始ということで5月いっぱいまで募集をしたところですけど、3名しか応募がなかつたということになります。

その後も、一応5名枠でしたので、あと2名の採用もできるようにということで、7月まで継続して募集を行ったところですけど、応募がなかつたということで、3名の採用となっております。特に、業種が旅館サービススタッフということでございますので、その辺もあつたのかなと思ひます。

あと、研修も当然実施しなくちゃいけませんので、余り長く募集もできないということで、一応7月まで募集を締め切っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

このサービススタッフの育成ということについては、今課長がおっしゃつたように、外国語の研修であるとか、いろんな研修内容も入つた委託だつたと思ひます。そういう中で、採用としては7月がもうぎりぎりだつたということで、その応募期間の締め切りが7月末であるということに関しては理解をするところでございますが、要はこちらの市のほうから――

行政のほうからこれを5名にしたわけじゃないんですよ。これは委託先である旅館組合さんですかね、そちらのほうから5名にしてほしいということで、このような地域人材育成の支援事業のほうに取り組んでほしいという要望があつての予算計上になったという経緯があるわけですので、今、課長が言われたように、ハローワークとかホームページ、あるいは回覧板等での募集というものは理解はしますけれども、旅館組合さんそのものがこのスタッフの5名雇用についてどのような活動をされたのかなど、そのあたりについて情報をお持ちであれば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

5名枠は先ほど言いましたように、前年が3名で、逆に今度は希望される旅館、ホテルが多かったということで、3名さんをどうやって決めるかとは、これは抽選にされているというふうに聞いています。

そのこともあつて、ちょっと5名まで人数をふやしたわけですけど、これは観光協会に一応委託をしております、観光協会でも大分努力はしていただいたんですけども、ただ、ちょっと残念だったのは旅館のほうでも幾らか人材はいないかということで探していただいて、その方でも見つけてもらえばというふうに思ったんですけど、このようなことになっているということでございます。

ことしも3名でしたので、もちろん抽選ということで旅館に配置をされているという結果でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

内容的には、課長の苦しい立場もわかるわけですけども、もうちょっと観光協会さん、そして旅館組合さん、せつかく国からこれだけ大きな金額が予算化されて、スタッフの養成というふうな形の中でされるのであれば、もう少しスタッフの育成についてのせつかくの機会を生かせなかったことについて、やはり今後の課題として十分御検討していただきたいなと。もうこれはないわけですので、24年度はこの事業がなくなったということでございますので、やはりこういうことで22年、23年で嬉野の旅館、あるいはホテルで研修されたことによつて、嬉野以外のところ、市外のこういうふうなホテルとか旅館に勤めることができるという可能性もなきにしもあらずということもあつたわけですので、今後、こういうふうな機会があれば、旅館さん、旅館組合さん、観光協会さんのほうに、このあたりについてはもっ

と努力をしていただきたいという要請だけをお願いしておきます。

以上です。答弁要りません。（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時16分 休憩

午後 1 時17分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

私たちは、ただいまの質疑で説明を聞いてわかりましたけれども、先ほどお茶もくんでいただきましたので、余り深く突っ込むわけいけないんですけれども、地域人材育成事業で、この意味をどう理解するのか、非常にわかりにくかったんですけれども、これについては原則として委託を想定しているが、委託先がない場合は地方公共団体に属する直接雇用も可というふうなことになっておりますよね。だから、これについては、例えば7月の時点でなかった場合に、市役所のほうで形を変えて直接雇用というものが考えられなかったかということだけをお尋ねしています。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、予算化をちょっと委託料と、最初から決めつけておりましたので、役所のほうで直接雇用ということは、そのときは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

予算は予算で、途中の時点でそうやって変更するということは考えなかったのかということを行っているんです。その分の枠の余った分について。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

これが県からの通知が来るのが前年度でございます。どういう事業をしたいかということ

で、それは直接雇用か委託なのかという、そこまでのひっくるめたところの調査が来まして、それで一応内定といいますか、そういうのをいただいておりますので、その辺もあって、直接雇用というのはちょっと考えていなかったということでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、若年層人材レベルアップ支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

この点についても、全体説明の中で、最終的には長続きはしなかったということで、途中でやめられたということで減額であるというふうに御説明を受けたわけでございますが、長続きがしなかったという問題点、その点についてどうであったのかという点と、やめられた後のこれは若年ですので、若手の方だと思いますが、その後はどうなされているのかと。新たに結局自分で職を探されて働いていらっしゃるのか、それとも何もなさっていないのか。その点について、もし調査がされているようであれば、御報告をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

若年層人材レベルアップ事業でございます。これにつきましては、商工会のほうに委託をお願いしております。事業内容については、昨年もやっておりますので、御存じだと思います。これに対応していただける事業所に応募をかけまして、それについてそこで雇用できる方を募集するわけでございますけれども、これの一番目的が若年層、つまり高校を卒業して、なかなか仕事につけないというのが数名いるということで、その子たちの対策ということでこの事業を初めております。

まず、応募があれば、面接をいたしまして、面接で希望職種を確認いたします。本人の希望に合う職場において研修をしてもらうということでございますけれども、これは今の若者に限ってということじゃないと思いますけど、接客とか事務系、これについては長続きをいたしますけど、現場業務とか、それから介護業務、これらは本人が希望する職種でございますので、そういうところに配置いたしますと、なかなか長続きがしないと。本人の気持ちの問題だと思いますけれども、そういう予想外のことだったということを思われているんじゃないかというふうに思います。そう仕事は甘くないというのをわかってやめていくというのが多いようでございます。

それと、途中で一応また職種を変更することは可能ですので、今研修を受けている職種

でいいのかという、そういう希望もとりますけれども、そういうことで変わる子どもたちも、長続きしなかった子にはそういうことがあっております。

退職といいますかね、3名がそういう形になっておりますけど、20代前半ということで、その後の就職ですけど、今のところ親と同居という形でまだ休職中であるというふうな状況を伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

これは行政とか、あるいは課長に、ここでいろいろなことを質問する場ではないと思うんですけども、やはり今の若い方の仕事に対する思いといいますか、そういうものがやはり嬉野市だけじゃなくて、全国的な若年層、若い方に薄れているのかなど。今お話を聞くと、離職後は親元でそのまま休職中ということであれば、結局これが先ほど質問していた扶助費の中の生活補助とか、あるいは住宅補助とか、将来的につながっていくのではないかなというふうに危惧するわけですよ。

何とか若い方々に就職の場、あるいは資格の場をということでこのような委託料をつけた支援事業があったにもかかわらずということで、残念でならないわけですけども、今後、24年度については先ほど言いましたように、国からのこういうふうな予算はついてこないわけですけど、それとは別に、やはり就職活動、あるいは職につくフォローアップ、それについては国からの予算があろうがなかろうが、やっぱり行政としてやっていかなければならないと思うわけですよ。この件について何か、予算とかなんとかじゃなくて、観光商工課の中で、そういうふうな今後の取り組みについて計画性があるのかなのか、一応御答弁があればお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

この事業については、非常に昨年も、この研修によってそのまま就職できた子もおりまして、ことしも7名のうち4名は3月までにきちんと進めていると。成績がよければ、そこでの採用ということに決まりますので、非常にいい制度だと思います。

やるとなると単独事業での取り組みということになりますけれども、就職という意味ではなくて、いろんな事業を立ち上げるとか、そういうこともまだほかにも制度がありますので、そういうのを探りながら、職場をつくっていく起業化するような、そういう若者が来れば、そういうのも支援できるようなものということで、ちょっといろんなことを探っていきたいというふうに思っております。ほかにも、これ以外の事業でやれるものがあると思いますの

で、探っていきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

課長のほうからは、事業ということはなかなか難しい点があるかもわからないというふうな御答弁をいただきました。

これは市長のほうにちょっとお尋ねをしたいんですが、このように、23年度までは国からのお金で若手のレベルアップ、技術の習得とか、そういうことで何とかできたわけです。先ほど課長の御答弁の中で、7名中の4名さんについては就職がそのままできたというふうな御報告も受けております。

市として、予算をどうのこうのということじゃございませんが、嬉野市として、こういう若年層の就職の応援として、何か考えられていることがあるようであれば、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

若い人がとどまっていたとというのが非常に大事でございますので、引き続き努力をしたいと思いますが、やはり市役所としても努力をしなくちゃいかんということは十分わかっておりまして、私どもの採用形態もいわゆる新卒高校生の就職支援になればというようなことで、少しずつ変えていっておりますので、そういう点では幾らかお役に立っているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで第5款、労働費の質疑を終わります。（発言する者あり）まだあったですか。失礼しました。山口要議員。

○17番（山口 要君）

重点分野雇用創出事業の分で、嬉野温泉祭り活性化ということで、今回、金額的には53万4,000円という少ない金額の減額でありますけれども、これはもう本当に一般財源でなくして、国・県からもらうお金ですので、満額使った方がいいという考え方の中で、重点分野雇用創出事業については、事業費の中には人件費のみでなく、事業実施に伴う諸費用というものも含まれるというふうに私は理解しておりますので、そういうふうなことだろうと思いますけれども、とした場合に、ここら辺で仮に53万4,000円でも満額にそういう諸費用に合わせ

て使う方法はなかったのかということ、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

嬉野温泉祭り活性化事業53万4,000円の減額をいたしております。大きな要因は人件費の分でございます、これも4月に募集をいたしましたところ、5月の下旬にやっと決まったということで、実質6月からの採用ということになっております。この分で人件費、毎月幾ら払いますとか、諸費が幾らになりますとかという純然たる人件費相当額というのは、先ほども言いましたように、県のほうに既に事前に出しておりますので、6月からだから、その額を少し月額を上げるということはちょっと不可能でございましたので、これは人件費相当分が残ったということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

途中で、県の申請をした後に、これは余りそうだというふうなときには、そういう諸費用という形でできないんですかね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

特別に何かそれぞれ事業があるんですけど、その事業に向けたものが何か特別に必要であるというふうなものが出てきた場合、それは、変更は可能でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

変更は可能であるということならば、やっぱりそこら辺で丸々もらえるお金なんで、どうせ事業はないんですけれども、そこら辺も少し何かのことに使うような方法で満額使うということで考えてもよかったんじゃないだろうかなということだけです。

こういう、きちっと向こうのほうで諸費用も含まれるといったことで上がっておりますので……。はい、いいです。答弁いいです。

○議長（太田重喜君）

これで第5款、労働費の質疑を終わります。

次に、歳出51ページから、53ページまで、第6款、農林水産業費について質疑を行います。

1項、農業費、3目、農業振興費、19節、負担金、補助金及び交付金について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ページ数でいきますと、51ページになりますかね。3目、農業振興費、19節、補助金、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業ということで、212万3,000円の減額でございます。この点については、全体設備の中で下童地区のコンバイン分の購入が県の審査の結果、不採択になったということで、お聞きをして、その理由としては面積の不足であるというふうに聞いたわけでございます。

しかしながら、これは前もって補助事業の対象となる県の審査の面積とか、そういうものについてはちゃんと表示がしてあると私は思うわけですよ。ですから、なぜ面積が足らなかったのかということの不採択理由ですね。その点についてちょっと疑問を感じたものですから、お尋ねをするところでございます。

市のほうで、なぜ十分調査ができていなかったのかと思ひまして、以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、この事業についてでございますが、認定農業者と今回の場合は集落営農組合でございますが、ある機械を購入する際に、支援を受けるために要望がなされるわけですが、今回の場合、当初予算前にその要望がございまして、当初予算はそのまま計上しており、その後、市または地域担い手協議会、これは2通りの申請がございまして、今回の場合は市が申請をしておりますが、申請者の意見、要望等を聞き取り調査し、地区の成果目標等を位置づけました事業計画書の作成をいたします。それを先ほど議員、県と言われましたけれども、これは国のほうへ申請なりますけれども、国へ申請をいたします。国のほうで、今回、申請後において審査をなされたわけでございますが、全国で配分基準ポイントが高い順に採択という採択要件がございまして、その要件に従いまして、採択になっており、今回の場合は不採択になったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。全国の申請の中から、そういうふうにポイントの高いところから件数が決まっていると。その中に入らなかったということですね。全体説明の中では面積が不足というふうなことを言われたもんですから、私は申請書の中身がもしかしたら不備があって、極端に言ったら、100ヘクタールに対して90ヘクタールしかなかったとか、そういうふうな面積不足が生じて、不採択になったというふうに理解しておったもんですから、今の御答弁で理解をいたしました。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

今、神近議員が質問されたとおりの大体内容でありまして、当初予算の全額の減額になった理由、それから申請時のチェックミスはなかったのか。この辺は神近議員がお尋ねになりましたので、その後の対応はどのようにされたのか。それと、下童の営農組合で、先ほど課長の説明では国への申請と言われた。ただ、私は神近議員同様、これは県費で30%補助をするというような事業の説明書に記載をしてありましたので、県の事業と私自身も思っていました。それで、ここを見れば、融資率が50%であるということも、ここに書いてありまして、半分は申請者の自己資金といいますか。あと30%は県費で補助をしても、残りの20%は自己資金が要るのか。

それで、説明では面積不足というようなところもありましたが、実際の取り下げられた理由に、そういう財源の問題もなかったのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

まず、1点目のその後の経緯ということですが、対応とありますが、これは市の単独事業でございますブランド確立条件整備事業に切りかえをいたしまして、事業費の10分の1の補助をして採択をさせていただいております。

あと、資金関係の要綱というか、そういうふうな制限というか、そういうふうなのはございません。

以上でございます。（「申請者が財源に関して取り下げとか、そういうのはなかったのか」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）ちょっとすみません、暫時休憩よかですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後 1 時38分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

補助は30%の補助が県のほうから参りますが、国の分のほうが30%……。すみません。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時39分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

申しわけございません。融資率が50%で、補助率、県費が30%補助で市の負担義務はございませんので、申しわけございません。訂正をいたします。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、その後の対応をお尋ねしたところ、ブランド対策の市単独の10分の1の補助で対応したということです。結局30%補助というのが、これは市の単独ですけど、10分の1になってしまったということですね。その辺の申請者に対する影響はなかったのか。

それと、市単独のブランド対策に切りかわったとすれば、それは当初予算あたりがあったと思いますが、これが繰りかわったことで、増額の補正要求なんかはする必要はなかったのか、その辺お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

ブランド確立対策事業につきましては、予算の範囲内で執行しております。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

よかね。追加答弁せんばとやろう。農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

当然地元には10分の1の補助ということになりましたので、影響は出ているということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項、林業費、2目、林業振興費、19節、負担金、補助及び交付金について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

53ページの林業振興費、この中の補助金で森林を守る交付金事業、これの409万1,000円減額ということで今回なっております。説明の中では、作業路の補修のみをしたというふうに説明を受けたわけでございますが、森林を守る交付金事業が、平成19年度から平成23年度までの5カ年間の事業計画の中で、市内の14団地における実施区域の明確化作業として、境界の確認、始業実施区域会の仮払い、簡易くい等による表示等というふうになっているわけですよね。そうなった場合、今回が作業路の補修のみをしたということでいきますと、まずは22年度までにこの14団地の分の対象行為、先ほど申し上げました3つの事業内容ですね。これはもう完全に終わっていたというふうに理解をされているのかですね。その中で作業路の補修ということがこの事業対象の中に入るのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃられましたように、この事業につきましては19年から23年の間で事業を実施しておりますが、平成22年度で事業実施区域の明確化等が、嬉野市だけではなく、全国レベルではほぼ完了したという判断のもとに、平成23年度当初、4月に入ってからでございますが、説明会がありまして、制度の見直しがあっております。23年度につきましては、作業路網の改良活動と施業集約化の促進事業が対象となりまして、嬉野市は作業路網の改良活動事業のみを実施しております。

なお、これは民有林が対象でございますので、要望箇所等を募りまして実施をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

理解をいたしました。この分は4分の3が県補助、あと4分の1が市補助というふうになっておりますけれども、今、課長が説明された分、はっきり言って4月にそういうふうな事業内容そのものが大きく変わったわけですね。そうなったときに、私はその当時文教所管におりましたので、産業委員会のことはわかりませんが、産業委員会の中ではこういう事業内容が大きく変わったという御説明はされたわけですね。確認だけです。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

私が異動で農林課に来ましたのが7月でございまして、それ以後につきましては説明をいたしておりません。多分、事前にもないと思われまます。すみません。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

こういうふうな内容が大きく変わる分、私たちは当初の23年のを今持っていますけれども、23年の当初予算の主要な事業説明書という中を見ながら、現在、この補正関係も質問等していくわけですよ。そうなったときに、今課長の御答弁のように、もう事業の対象行為等がすべて変わった状態であるならば、せめて担当である産業建設常任委員会のほうに、そういうふうな事業内容の大きな変更があったということで、御説明等をされるべきではなかったのかなと思いますし、私が質問をしているように、やはりこれの中身を見ながら質問しているわけでございますので、できれば全議員対象に、こういうふうな大きな事業について変更になった場合は、やはり資料の配付とか、全協の場での説明とか、そういうものが今後必要ではないのかなという気がしてなりません。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

そのように次回よりしたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（太田重喜君）

次に、2項．林業費、4目．造林費、13節．委託料について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じく53ページの造林費の中の委託料ですね。流域育成林整備事業、今回410万1,000円の減額でございます。これも御説明を受ける段階におきましては、民有林の分が冬に集中したため、市有林のこういうふうな間伐関係——枝打ちですね。これが結局できなかったというふうな御説明を受けたわけですよ。ところが、この流域育成につきましては、当初予算で計

上されているわけですね。

当初予算の事業の説明書146ページ、これでいきますと、結局予定地区が大字岩屋川内、上不動、吉田地区、この間で間伐が6とかいうふうに、ずっと5種類ほど作業の場も含めて書いているわけですね。そうなったときに、結局年次計画というものをもっとこういうものは、私は委託されるべきじゃなかったのかなというふうな気がするわけですよ。多分、これはもうちゃんとされていると思うんですね。そういう中で、結局これができなかったというのが、それは私としては委託の契約違反じゃないのかなとしか思えないわけですよ。

要はこれも県費のほうが補助事業として入ってくるわけですね。定額ということではございますが、すべてが市の一般財源持ち出しではないわけですよ。それが、民有林を優先したために市有林ができなかったというのは、私は契約の不履行ではないのかなという気がしますが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

この事業につきましては、市有林の造林事業ということで、森林組合に直接を委託して計画を立てた事業ではございませんので。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

いや、申しわけないですが、146ページに流域育成林整備事業ですね。ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時49分 休憩

午後 1 時51分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

課長の御説明を今聞いた中で理解をしたわけでございます。委託というふうに書いてありますけれども、入札の中でのいろんな委託をしてきた。そういう中で、結局、入札そのものが受けていただく民間事業者がいなかったということで、これだけ減額になったということ

で理解はいたします。しかしながら、今この計画、23年度の計画のところ、これは必ずしなくちゃいけない場所なんでしょう。ということは24年度も、とりあえずこの場所については、24年度の新規の事業でちょっと申しわけないんですけども、こういうふうな形の中で23年度できなかった分、要はこの減額の400万を出す予定だったエリアというものは24年度に再度計上していくということで理解をしいいわけですよ。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

これで第6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出54ページ、第7款、商工費について質疑を行います。

第1項、商工費、2目、商工振興費、22節、補償、補填及び賠償金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

さらっと行きます。これについては、今回726万4,000円増額計上されて、当初の300万足して最終的に1,026万ということでありまして、昨年度の決算というか数字を見ましても400万当初予算から減額して151万5,000円の減額になって248万5,000円という数字の中で、今回当初予算の300万計上されたと思うわけなんですけれども、今回説明によれば新規の申込者が多かったから、こういう数字になったというふうに私説明をお聞きしたつもりだったんですけども、この要因といいますか、増額の要因だけとりあえずお答えいただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。すみません。

まず、新規が多かったということなんですけれども、これは国のセーフティーネットというのが始まりましてのが平成20年度からでございます。これからだんだん市の融資を借りられる方は少なくなりまして、昨年も結局、最終的には248万4,000円程度ぐらいになっていると思えます。

これはちょっと、これがセーフティーネット関係、国の特別融資関係が終わりまして、おまけにうちのほうも貸付限度額をちょっと引き上げたという経過もありまして、うちのほう

に切りかえられたというのが大きな原因ということになります。ちなみに県全体でも124%程度ということで、平均的に各市町の融資が御利用のほうにかわっているという数値をいただいているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

これ保証料の分ですね、これはもう市で全額見ているわけなんですけれども、これが保証協会の所定の率という形でなっていると思うわけなんですけれども、今の利率で大体どれくらいでしているんですか、保証料について。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えいたします。

平均が1.16ぐらいでございます、平均ですね。ただし、もっと高い方もいらっしゃるし、それはその方の経営状況とかいろんなものを勘案されてのことですので、高い方は2.4とか2.6とかという方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

結論的には、要するにセーフティーネットが済んだから、これに切りかわったということで理解していいわけですかね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（三根清和君）

お答えします。

そういうとらえ方でいいと思います。ちなみに、このセーフティーネットが始まります前の平成19年でございますけど、このときはもう1,000万を超えている保証料を払っているという状況でございます。

以上です。（「わかりました。はい、いいです。あとは当初で」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、1項. 商工費、4目. 観光費、19節. 負担金、補助及び交付金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、19節、負担金についてお尋ねをいたします。

有明佐賀空港乗り合いタクシー事業というのが当初47万1,000円ということでありましたが、これが今回全額の減額補正というふうになったわけですが、まずこの理由、それと、平成22年度の利用実績、利用者ですね、と今年度の利用見込みはどういうふうになっているのか、また、この事業に対してPR方法はどのようになっているのか、それと、これは県の事業でありまして、今議会の最初の説明のときにも、若干説明は受けましたが、これが中国上海等からの格安航空便などで国際的なそういう佐賀空港の位置づけにもなっているかと思えますし、特に嬉野温泉への強力な観光客誘致策ということで、非常にこれからが大事になると思いますが、その辺の対応はどういうふう今後されるのかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたしたいと思えます。

たくさんですので、1つずつ行きたいと思えますけれども、まず、平成22年度の利用実績が904人でございます。

それと、23年度の見込みですけれども、9分の12で掛けてみまして、大体760人ぐらいになるだろうということでございます。

それと、PR方法でございますけれども、当然、佐賀空港の利用促進でございますので、県のホームページ等とか、それから県民日より、そういうものでございまして、嬉野のほうとしましては、観光協会のホームページの中に交通の御案内ということで案内をされております。

それと、県の事業ということで廃止するというふうな話をされましたけれども、一応県のほうとも確認をいたしておりますけれども、今のところこれを廃止するというようなこと、お考えは持っておられないということでございます。ですから、このまま続けていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関しては、平成16年から19年までは関係市町がそれぞれ負担金は出していたと。それで20年から近隣の市町が出していなかったんで、今年度はもう当市も出さないというふうなところですが、その辺がちょっと何かファジーではっきりわからないところがあるんですけども、その辺の事情を部長おわかりでしたらお願いします。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

有明佐賀空港が開港しましたのが平成16年の多分12月の二十何日だったと思いますけれども、翌月の平成17年からこのリムジンタクシーの運行が嬉野市だけに限って運行をされております。それから、17、18、19の3年間におきまして負担金はございませんでした。なぜかといいますと3年間は試行ですよということでしたので、この3年間はゼロでございます。

この負担金はなぜかかっているかということですが、運行につきましては、やはり1台運行するのに七、八千円ぐらいかかるわけですよ。で、利用する方が1,500円とか1,000円ぐらいで行きますので、1人とか2人乗ったら必ず赤字が出るということで、ちょっと妙な事業なんですけど、利用者がふえればふえるほど赤字がふえるというふうな事業でございまして、3年間ずうっともう赤字が続いていたということでございます。

それで、4年目から急に負担金の話がございました。ちょっと私どももなぜ4年目から負担金が要るんですかということで、県とも交渉したわけですが、その中で、3年間は試行ですよ、4年目からは、いわゆる本格実施ですよ、赤字ですからその3分の1負担をくださいよというふうなことで、大分私たちも抵抗したんですけど、最後はもういろんなところから御相談がありまして、予算化せざるを得なかったということで、それからの3年間、20、21、22が負担は来ておりました。20、21、22、で、その20年度からですね、いわゆるうちで言えば4年目からよそが始まったわけですよ、武雄とか鹿島とかあっちこっち始まったと。で、そのときに私たちが苦情を言いましたのが、よその路線については、当然負担をされていなかったということで、よそはしていないじゃないですかということで申し入れをしたわけです。そうすると、いや、よそは今から試行ですよということで、それで、3年間については、よそは取らないと。それで、相当やっぱり県の本部長あたりともいろいろかけ合いましたけれども、そういう抵抗をずうっとしてきた経過がございます。

そうすると、よそが一応3年間試行で終わったわけですよ、今度。そうすると、一応横並びになってしまったわけですよ。そうするとどこもやっぱり4年目から払わないと。よそも4年目から払わないということになったもんですから、じゃ、うちだけ取るのはおかしいでしょうということで、ずうっと申し入れをした中で横並びのゼロということという経過だろうと私どもは判断をいたしております。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

その辺が非常に大きな問題になるんじゃないかなというのは、まさにこれ乗り合いタクシーですもんね。例えば、市内で乗り合いタクシー、嬉野市がしているあれと一緒に、今、試行

期間が3年で、あとはもう単独での事業でなければいけない。単独にするについては、やっぱり受益者の負担というのが、これは絶対発生するのが常で、もし県が継続してこれをするのであれば、結局、嬉野市はかなり恩恵を受ける事業になるのじゃないかな、当然、PR不足とかなんとかというのがあると思います。

ただ、3年間は試行期間、これは乗り合いタクシーの決まりがそうですから、県がするが、市がするがこれはもう一緒でしょうから、そういった意味の受益者負担というのは発生して当然じゃないかな、お客さんがあるなしにかかわらず。それは市が運営する乗り合いタクシーでもそういう条件になっているわけですから、その辺含めて今後の対応はどうされるのか。

それから、市長に、この乗り合いタクシーの運営、やはり観光地嬉野のとしてこれをどういうふうに今後利用されるのか、お客さんは少ないから、もう負担も要らないからそのまま県が事業してくれるなら別に何て手だてはしないというそういうお考えなのか、それとも、何かやっぱりこれを利用してそういう方策というのは考えておられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

産業振興部長。

○産業振興部長（一ノ瀬 真君）

確かに観光に対して嬉野も恩恵を受けますので、そうだろうと思いますけれども、基本的にですね、基本的に考えてみますと有明佐賀空港の利用促進であるということですよね。ですから、私どもも恩恵を受けますけれども、観光の利用というのが今はLCCあたりが運航しますので、こういうことは言われませんが、当時私どもが調査をした段階においては、いわゆる観光が3割弱と、あとはビジネスというふうなところの中で、3分の1負担というのが果たして妥当なのかどうかというのはちょっと判断ができないところでございます。

それと、受益者負担というふうなことでございまして、それはどうするのかということでございますが、いわゆるお客様自身が受益者負担として今2,000円をお払いになっておられますので、それはきちっとされているというふうに考えております。

以上です。（「市長答弁はありませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この乗り合いタクシーがスタートするときにつきましては、特別に嬉野にということをお願いした経緯もございまして、請け負いをさせていただいたわけでございます。

ただ、非常に利用率が少ないというふうなことでございまして、苦労したわけでございますけれども、観光協会あたりも各ホテルの中には明示をさせていただいたりして努力をしてい

ただいたところでございます。

空港からの足というのは非常に大事だというふうに思っておりますけれども、今後、やっぱり佐賀空港自体をいかに活性化していくのかというのが一番大事だろうと思っておりますので、そういう点では私どもも応援団の一人ということで考えておりますので、今後、動きを見ながら対応していかなければならないと思いますが、私は結果的にはやはり必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

ただいまの副島議員の質問と関連していましたんで取り下げます。

○議長（太田重喜君）

次に、1項. 商工費、5目. 観光施設費、28節. 繰出金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、特会のほうで、後で記念品の分でしたいと思っておりますので、今回の分については取り下げます。

○議長（太田重喜君）

これで第7款. 商工費の質疑を終わります。

次に、歳出55ページから59ページまでの第8款. 土木費について質疑を行います。

4項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費、13節. 委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今回、57ページの都市計画総務費、13. 委託料の中の事業計画書・整備計画書作成業務（新幹線嬉野温泉駅周辺整備）ということで、これは入札減だというふうに理解はするわけですよね。そういう中で、この事業計画書並びに整備計画書というものがいつごろまでにでき上がってくるのかという点と、それから、その内容説明について、私ども議会のほうにはいつごろ予定をされているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、駅周辺の土地につきましては、議員も御存じのように、現地が非常に優良農地ということで、現在、農業振興区域からの除外といったところで九州農政局と協議を行っており

ます。

議員お尋ねの駅周辺整備の計画ですけれども、今年度、詳しい事業におきます事業計画、それから実施計画、いずれも案でございますけれども、その作成の業務を23年度は行っておるところでございます。計画書提出するに当たりましては、先ほど説明をいたしました九州農政局との協議が調った後に道路、それから下水道、用途の指定、区画整理の区域等々について都市決定が必要となってまいります。したがって、区画整理の計画書提出時期といたしましては、24年度末までにまずできればというふうに考えております。

また、議会への説明ということでございますけれども、都市計画審議会等の審議をいただいた後で説明というふうに考えておりますけれども、期間的に長くなりますので、今現在、先ほど来申しておりますように、農政局等に、これでいいから正式な申請をやりなさいと、現在3回ほど言ってまいりました。そういった中ですれば中間的に、中間報告というふうな形で説明ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今御説明を聞くと九州農政局とはおおむね大体協議が終了しつつあると、協議そのものがというふうに認識していいのか、まだまだこの夏場ぐらいまでにですよ、まだ協議が必要であるというふうに考えていいのか、その協議次第によって私ども議会への、先ほど言われました中間的な説明というものがいつごろにずれ込んでくるかというのが発生するものだと思いますけれども、農政局との協議について、もう少し時間的といいますか時間軸ですよ、おおむねどれぐらいで大体完了が見越されているのかというがわかれば、もう一回お知らせください。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

この執行部の中にも農業関係のセクションがございますので、農政局の内部でハードルが高いとか、そういった話はちょっとしたくないわけでございますけれども、現実的にはかなり厳しいところがございます。

したがって、私たちとしては23年度中にまず協議が済めばというふうに考えておりましたが、若干、24年度に入っていくのかなというふうに考えております。

以上です。（「はい、わかりました。以上でいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

次、5項、住宅費、1目、住宅管理費、23節、償還金、利子及び割引料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

高い金額ですけれども、住宅管理費の過誤納付還付金の内容説明と、それから、この分については、動産で科目存置も何にも出ていなかったわけなんですけれども、そこら辺についてのとらえ方はどうしたらいいんですかね。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、この内容と中身といいましょうか、そこから説明をいたしますけれども、実は22年度の5月にこれは既にもう退去をされておりますけれども、その分の過年度分につきまして、実は率直に申し上げまして、計算ミスが発生をいたしました。

で、詳しく申し上げますと、未就学の児童を扶養している場合の特例を適用せずに計算をしていたというふうなことで、あってはならないことですが、そういうのが後だって精査の段階で出てまいりましたので、今回、科目存置がなかったわけですがあえてここに計上させていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは、先ほどの税務の分でもお聞きしたんですけれども、他市のそういう問題があつてこの問題が発覚したんですか、それとも中身精査する時点でこのことがわかったんですかということが1点。

そして、私もそこんところ素人で申しわけなくて、こういうことをさっきもお聞きしたんですけれども、こういうものについては、もう科目存置計上しなくてもすっかりそのままぼんと計上できるんですかね。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

1点目の他市の場合とか、もうそういったことじゃなくて、うちの内部の中で精査をしていた時点で発見をいたしましたので、こういう措置をさせていただきました。

科目存置につきましては、通常は1,000円の科目存置そういったのをして処理するのが本

当だろうというふうに思っておりますけれども、存置していなかったものですから、今回こういう形で計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

理由が理由だからしょうがないということは理解するんですけども、こうして科目存置がなくてぼんたこういう形で出てくるといささか私どもにとって、私にとっては不可解というんですかね、そういう気がするわけですよ。だから、ほかのことでもそうなんですけれども、やっぱり今後についてそこら辺のところは十二分に精査していただいて予算計上していただくようお願いをしておきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁等は。（「はい、よか」と呼ぶ者あり）これで第8款、土木費の質疑を終わります。

次に、歳出61ページから65ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

1項、教育総務費、2目、事務局費、9節、旅費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

61ページの事務局費についてお尋ねをしたいんですが、小さいことで申しわけないんですけども、費用弁償、地域スポーツ人材活用実践支援事業ということで、金額は1万1,000円の減額であります。しかし、予算そのものが小さい事業でございますので、お尋ねをするわけなんですけれども、結局、費用弁償が1万1,000円減額になったということは、この分、結局、指導者ですよ、スポーツ指導の、このあたりが結局、人選ができなかったのか、あるいは指導としてなかなか学校のほうに行けなかったのかと、そういうふうないろんな諸事情があつてのお話だと思いますので、減額の理由だけお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

費用弁償の減となっている理由についてでございますが、このことにつきましては、9月の補正で6名分、1万6,000円をお願いしておりました。実際に研修会に出席された指導者が2名であったために1万1,000円の減額の補正となっております。

この研修会は強制的なものではなく、参加者4名のうち、2名は以前同様の研修を受けられており、また、あとの残りの2名につきましては、研修当日都合ができなかったということで、これはあくまでも外部の指導者の費用弁償でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

何ととっても、これは外部からの指導者の分だということは理解をするわけですが、今言われたように、講習に対する費用弁償であるというふうにおっしゃいました。これを強制はないと言いながらも、その講習の中身がどういうものだったのかなというふうに思うわけですよ。要は、中学校なんかはこれから柔道で、吉田中学校なんかは今度剣道というふうになるわけですよ。そういう中で、そういうふうなやっぱり専門分野の指導者と思うわけですが、その講習を受けないことによる何かデメリットがあるのか、そのあたりについては問題ないんですかね。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

特に柔道、剣道についても外部の方は専門的な知識を持って指導をしていただいておりますので、その点については、顧問の先生と協議をしていただければ特段問題はないというふうに考えております。

以上です。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、1項、教育総務費、2目、事務局費、13節、委託料について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

委託料の教職員の健康診断119万6,000円についてお伺いをいたします。

当初予算150万に対して119万6,000円の減額ということでございますが、教職員の皆様方は非常に教育の現場で心身ともに大変な職場だというふうに理解をしております。そういう中で、150万の予算で119万6,000円ということは単純に言えば、それだけ先生方が受けられていないということなのか、それとも、ほかのところで健康診断はすべて受けておられるということなのか、ここが1点。

もう1つ、健康診断というのが、いわゆる体力的といいますか、その健康診断の内容、例えば、心身的な健康といいますか、そこら辺の健康診断の内容がどういったふうな内容なのか、この2点をお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをする前に、冒頭訂正をさせていただきたいと思います。

委員会で23名の方が受診をされたというふうに報告をしておりましたが、26名ということで訂正をさせていただきたいと思います。

それから、今の質問ですけれども、あとの残りの方は人間ドックを受診されております。

（「人間ドック」と呼ぶ者あり）はい、受診の内容につきましては、学校保健安全法の施行規則に基づいた項目があります。で、この項目につきましては、身長、体重及び腹囲、あとは視力、聴力、それから結核の有無、血圧、尿、胃の疾病、あとその分の異常の有無、それから貧血の検査、それから肝臓の機能検査、血中の脂質の検査、血糖の検査、あと心電図関係等、そういったことが主な項目でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。そしたら、ほかの方は人間ドックを受けられたと。じゃ、すべての先生が何らかの形で健康診断は受けられたというふうに理解をしいということですね。

そういうことでもう一点、じゃ、心身の身のほうに関してはこういう健康診断を受けることによって身長、体重から血圧からすべてわかるだろうと思いますが、いわゆる心の健康といますか、そういう面においての、いわゆる先生方が病んでいらっしゃるとかなんとかというところの健康診断といますか、そういうふうな面においての診断というのは現在実施されておられるのか、おられないのか、ちょっと外れますけど、その点だけお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

この健康診断の中ではその分についてはありません。（「じゃ、ほかのところでは」と呼ぶ者あり）個人的にそういった先生とかには学校のほうから、学校の校医もいらっしゃいますので、そういった形で相談があっているというふうに思っております。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

はい。次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

田中政司議員と質問は一緒なんですけれども、まず、26名以外の方が人間ドックを受けられたということでございます。これは総務のほうでも、ここの市役所の職員の職員健診につ

いて、そのときにお尋ねをしたんですが、個人のやはり健診についての中身、異常がなければ問題ないと思うんですけども、症状についてやっぱり医師のほうから何か指摘があった分について、個人にそういうものについてちゃんと把握がされていらっしゃるのかなと、そのあたりについていかがなもんかという点と、9割近い方が行政が一応予算づけした健康診断を受けていらっしゃるということがですよ、この予算書で上げている教職員健康診断そのものの是非が問われるのじゃないのかなと思うわけですよ。

1割か2割の方が人間ドックを受けられているというのであればわかるんですけども、逆に1割の方しかこの健康診断を受けていらっしゃらないと、あとはもう個人で受けていらっしゃるということにつけば、この健康診断の、ちょっと先ほど言いましたように是非が問われるのではないかなという気がするわけなんですけれども、このあたりの見解はいかがなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

健診の結果はですね、市で受けられた方については把握をしておりますが、人間ドックを受診された方については把握をしておりません。そのことにつきましては、人間ドックの実施のところで、受けたら医療機関から公立の学校共済組合の佐賀県支部及び佐賀県の教育委員会の事務局に提出をする義務がありますので、そこでチェックはされているというふうに思っております。

また、先ほど健康診断の是非ということですが、このことにつきましては、学校保険安全法の中に、学校の設置者は毎学年定期に学校の職員の健康診断を行わなければならないということが明記されておりますので、当然、市の予算についても計上はしなければならないというふうに思っておりますし、今全体で先生が241人いらっしゃいますので、その中の3分の1程度を予算計上しているということでございます。（発言する者あり）214名です、すみません。214名の先生がいらっしゃいますので、その中のうちで健診をしているのが、大体1万ぐらいの健診料になっております。その中で150万の予算計上をしているということでございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

最終的には個人が健康診断を受けていらっしゃるの、個人についての健康に関する意識といいますか、自分の管理については十分なされているものと理解はするわけですよ。

ただ、今言われているように、健康診断というものについては必ず1回はしなさいという

ふうに決めてあるわけですね。ですから、こういうふう予算として計上されているということですが、でも、実際が結局、1割のぐらいの方しかこの制度を利用されていないと、9割の人はもう人間ドックというふうな制度をとられているのであればですよ、ですから、この健康診断制度そのものを否定しているわけじゃないんですよ。要は人間ドックを受ける方のほうにも、結局、こっちの分で、こっちの分でといいますか、その分の極端に言うたら交付金とか補助金とか、そういうふうな対処が必要になってくるんじゃないかなと、逆にするわけですね。そいけん、そのあたりの考え方が私はちょっと是非が問われるんじゃないかなということで質問しております。

というのが、結局、市がというか学校関係、学校の教育委員会が実施する、これだけじゃちょっと自分もう不安だということで、多分人間ドックなのかなという気がするわけですね。多分、高額になっていると思うんですよ。脳ドックからなんからすれば多分2万円近く保険を使ってもなっているんじゃないかなという気がします。そういう中で、今ここに1人当たりの結局、健康診断の分の予算ということで計上されていると思うんですよ。その分の半分なのか3分の2なのか、そのあたりは今後の検討次第だと思うんですけども、その分を逆に補助金みたいな形でそっちのほうにつけた、やれば個人個人の負担も減っていきたくらうし、受診率というものは今お聞きしているように100%できていることでございますので、そういうふうな制度のほうにひとつ考えていくのも一つの方策ではないのかなという気がいたします。今後の検討課題として御検討いただければなと思っております。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、人間ドックにすれば3万5,000円から4万ぐらいの経費がかかっております。そういったことで、公立の学校共済組合のほうからはそういった要望がっております。しかしながら、これはあくまでも共済組合からの補助金ですので、市のほうについては、市は市で対応しておりますということで、今そういった要望についてはお断りといいますか、要望はありますが、その辺についてはまだ協議の段階ということになっています。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

もうほとんど質問が出尽くしましたが、先ほど田中議員の質問のところでありましたメンタルな部分の健診、この辺はどのようになっているのか。

先ほど部長の答弁では校医にということでしたけれども、多分、校医は子どもたちのため

の校医であって先生のための校医ではないと私は思っております。特に嬉野市にも産業医というのがおられまして、職員あたりのそういう心身ともにそういうの対象がおられると思いますが、特にあれだけのメンタルな職場でもありますし、そういう病というのですか、それになりかけとか進行中とか、そういうのは義務的にでもやはり専門家の先生の受診を受けるべき、そういう義務化をするべきだと思います。

例えば、人間ドックにしてみれば総合的な健診はできるでしょうけれども、そういうメンタルなところまでできるのかな、教職員に対しての特別な人間ドックというのがあるかどうか私は知りませんが、それと神近議員が言われたように、やはり3万5,000円から4万円の負担、これは共済制度があってそこからの補助があるとすればいいにしても、その辺が市独自の補助というのできないのか。

それと、このように9割近い先生方は人間ドックがいいという、この辺が例えば、ここに書いてある市が指定した150万円の予算の健診はですね、例えば、時間が制約するとかですよ、非常に先生にとっては受けづらい健診の仕方じゃないかな、自分みずから指定された医療機関に出向いて健診を受けなければならないとか、内容までわからないとですけども、それで、この際これはもう、それは言われる、国の指導、県の指導で義務的にこれはつけなければいけないというのがあれば、何かその辺を人間ドックの市の補助にかえるとか、その辺は考えられないかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

精神的な部分については、大体、校医が産業医の行為を担っていますので、校長としては御相談は十分できます。ましてや本人も相談できますし、最終的には本人が直接メンタルの病院に行って診断を受けるということあたりですね。しかも、なかなか本人が理解をしてくれないときには連れ合いの方もいらっしゃると思いますので、そういう方向で話し合いをしていただきたいと。

それから、いわゆる共済とのやりとりの中で、教職員の1日ドック、2泊3日のドック等がございますので、そういった部分で、大体A先生はこっちの病院だというと継続的にそこに行かれる。そうすると前のデータがありますので、前のデータと比較をするというふうなことでございます。したがって、あと内容によっては、例えば、さっき出ていました脳ドックあたりはオプションでございますので、個人的に出されると、出して受けるというふうなものもありますし、婦人の方は婦人なりのがん検診あたりもオプションとしてありますので、そういった形でなります。

それから、そういったドックに行く場合には長期休業日にどちらかというところを集中をするわけですね。学校を休んで行くということは非常に子どもたちに負担をかけることになってきますの

で、そういった時期もあって込んだりして、そこで行きにくかった先生方が市町のほうで受けるという傾向があります。

それから、共済とのやりとりの中で、これまではドックについては、教職員の共済で、いわゆる丸抱えみたいな形で、本当に抱えていたんですけれども、なかなか共済のほうも予算がパンクをし始めておまして、市町でやってほしいという話が数年前から来ているわけです。そういう状況がありますので、近い将来においてはもしかすれば市町で見るというのはどれくらいの限度まで見ることができるのか、そこら辺は検討しなくちゃならない時期に来ているのではないかと思います。

それから、先ほど神近議員のほうから、いわゆる市としての補助金を出したらというふうなこともありましたので、そういうことについては、今後検討をさせていただいて、教職員の健康を維持するという意味においても、早期発見、対応等で非常に有意義なものじゃないかと思うんで、検討させていただきたい。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今の答弁からいけば市の健診以外の、大方の方たちは継続的に決まった医療機関で人間ドックを続けて受けておられると、そういうふうには理解していいわけですね、はい。

それはそれとして、今言われた市の負担も今後考えていかなければならないということもお聞きをしました。はい、わかりました。はい、結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、2項、小学校費、1目、学校管理費、4節、共済費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

62ページ、学校管理費の共済費の件でお尋ねをしますが、小さいことで申しわけございません。大草野小学校、久間小学校の嘱託職員の分が共済費に計上されておりましたので、その理由だけお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

大草野小学校と久間小学校については、今の現行の予算内で支出ができたということでございます。

当初予算書を見ていただきますと、確かに久間のほうが、あと若干多くなっておりますし、

また、大草野については若干少なくなっております。そのことは介護保険料が払わなくていいということで、この2小学校については現行の予算内で足りたということでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、3項、中学校費、1目、学校管理費、12節、役務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

質問の前に議長に許可をいただきたいと思いますが、この件に関しては関連した質問になると思いますので、12節、13節、15節をまとめて質問したいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

はい。

○10番（副島孝裕君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、嬉野中学校武道場等建設事業について、若干、当初ともかかわりがあるし、一般質問でも出たと思いますが、ちょっと私も筆記ミスでありましたので、確認も含めて中学校の武道必修科ということで、いよいよこれ来年度から必修科をするわけですが、もう既に今年度等あたりから各学校では準備のためのそういうのが指導等がっているとお聞きしております。それでこの際、市内の中学校4校あるわけですが、この武道の必修の内容について、男子、女子、それぞれにお尋ねをします。

それと、嬉野中学校以外の市内の中学校の武道必修のための道場の対応は来年度に向けて大丈夫なのか、嬉野中学校だけでいいのか。

それと、3点目に吉田中学校の武道場もかなり古い建物と思いますが、この辺の建てかえの計画等について、3点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

お答えをいたします。

24年度以降の武道については、男女とも塩田中学校、嬉野中学校は柔道、吉田中学校、大野原中学校は剣道を行います。柔道の場合、男女の履修の仕方ですけれども、ダンスと柔道を組み合わせて単元を組み、男子が柔道、ダンスの順で学習し、女子はダンス、柔道の順で学習するといったように時期をずらして男女が重ならないようにして行われます。

次に、嬉野中学校以外の中学校の道場ですが、柔道を選択しております塩田中学校の武道場は303平方メートルで、30名程度で授業を行っておりますので、広さ的には十分に対応できると考えます。また、校舎改築に伴って新たに建設される武道場も十分対応できるものと

いうふうを考えます。

吉田中学校、大野原中学校は剣道を選択されています。実施場所については体育館も使用できますので、柔軟に対応できると考えられます。

最後に、吉田中学校の武道場の建てかえについてですけれども、吉田中学校の武道場は昭和60年に建てられ、広さは294平方メートル、柔道場と剣道場が併設をされております。築27年を経過しており、今後については、授業、あるいは部活動等の状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

一般質問になりそうという指摘がありましたので、これで結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、3項、中学校費、1目、学校管理費、15節、工事請負費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今の副島孝裕議員への御答弁で理解できましたので、結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、第4項、社会教育費、8目、文化センター費、15節、工事請負費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

すみません。一気に来たので、びっくりしました。

社会教育費の中の文化センター、エアコンの改修なんですけど、もう簡単に行きます。

要するに、当初予算の1,500万程度だったと思いますが、約半分に減額をされております、工事請負委託料ですね、あくまでもエアコンを取りかえるということだというふうに思うんですが、当初予算からすると余りの減額ということになるろうかと思えます。

先ほど、ソフト面、ハード面ということがあったわけですが、ここら辺の減額の大きな要因というものを単純に入札減なのかどうなのか、そこら辺お聞かせください。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

要因としては2件ほどあります。1つは当初、概算で2階、3階の全部屋の改修を予定しておりましたが、実施設計になったときに2階の展示室と第2研修室は平成15年に改修がな

されておりましたので、その分の減と実施設計をした分の減が1つの要因です。

2つ目が入札の減ということになっております。

以上です。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、第5項、保健体育費、4目、施設管理費、15節、工事請負費について質疑の通告がありますので、発言を許可します。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

施設管理費の工事請負費、体育館の空調設備の改修、これは、要するに9月の補正だったですかね、上がとったわけですね、体育館の空調設備。それで、そのときで上がって今回1,300万の減額ということになるわけですが、9月の補正の段階で、いわゆるそのときは市税、要するに一般財源を財源としてということだったわけですね。それを合併特例債で今回ということだというふうに思います。

そして、それが継続という形で今回たしか繰り越しやったかな、のほうに上がっているかと思うんですね。じゃ、9月の段階で出したときにですよ、要するに必要ななかったと言えれば必要なんじゃないかなという気がするわけですが、そして、今回の地方債を665万ですか、幾らになるかな（発言する者あり）6,650万円、一般財源7,950万円ということで、そこら辺の入札、設計入札だけ終わって継続費になっているのか、そこら辺の1,300万程度の差があるわけですね。ですから、そこら辺を1,300万の減額ということなんですが、そこら辺の差があるわけですが、そこら辺の経緯といいますか、9月から今まで、そして継続になった、そこら辺を説明いただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

市の体育館が7月から組織機構改革の中で地域づくり・結婚支援課の所管となりました。で、7月ぐらい現場とか見た中で、話を聞く中で、9月議会の中で梶原議員の質疑の中でも答弁いたしましたけれども、いわゆる大渡名誉市民の送る会あたりでも、ちょっと大きな送風音が出たという状況とか含めて、その当時がとにかく綱渡りの状態ということでいつ壊れてもおかしくないという状況でありました。とにかく9月議会前の時期が短い中に、そのときもちょっと見積もりがまた足りませんでしたので、通るような状態じゃありませんでしたので、二、三年前の見積額によって一応予算の提出をいたしまして、そのときにはトイレのほうも含めて9,000万ということで説明をしておりました。

で、これについては、後々ですけれども、メーカー側としてはその見積額についてもほとんど定価でしか出せないという状況のようです。ですから、そのときもらっていた二、三年

前の見積もりについても定価で出ていたんじゃないかと思うんですけども、これについて、またアドバイザーの謝礼ということで予算の計上しておりましたけれども、そういう方からの意見を聞く中にも、金額的にはもっと抑えられるという状況のもとにプロポーザルによる入札をいたしまして、結果的に3,885万ということで契約をいたしております。12月にしておりますけれども、これについては、委員会、冒頭の議案説明の中で申しましたけれども、成人式とか、この前のVチャレンジリーグとか、そういうふうな大きな大会が途中にあった関係でどうしても繰り越しをしないといけない状況になったということと、財政課長のほうも空調設備とか嬉野橋ですかね、もう合併特例債に入れたということで説明しておりましたけれども、10月ぐらいにその市町村課のほうの説明がありまして、この分についても合併特例債の対象となるということで、今回7,000万のうちの95%分が合併特例債の対象ということでしております。

で、とにかく当初の予想よりも少なくて済んだという中に空調の分は済んでおりますけれども、あわせて別館のほうの可動間仕切り工事とか消防署からの指摘の分とか、本館のほうの議会のバルコニーの改修とか自動ドアの設置とか含めて改修を行うということで1,300万を減額して、その残りで繰り越しをかけて事業を行うということで、今回1,300万の減額補正としております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）これで第10款、教育費の質疑を終わります。

次に、歳出、66ページから71ページまで、第11款、災害復旧費から地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正について質疑を行います。

給与明細書について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

このうちで時間外勤務手当の分ですけれども、これが平成22年度で3,452万6,000円、今回で3,455万2,000円という数字、最終額になっておりますけれども、このことについては、平成21年度はもう少し金額が大きかったんですけれども、今年度、結局、定時退庁等かれこれ実施されて、その分の効果がどれだけ出てきたのかということと、そして、その定時退庁等々されて、大体昨年と並びというのは、もうこれが時間外手当のある意味じゃマックスかなというふうに受けとめたわけなんですけれども、そこら辺について、まず見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えいたします。

今回の補正予算に時間外勤務手当の減額をお願いしているものにつきましては、補正予算書のページ40ページに選挙関係で、知事・県議会議員選挙の費目を上げております。その中で、3節の職員手当等は減額の159万2,000円お願いしているものでありまして、この金額そのものが今回減額をしているものでございます。

それと平成22年と23年、これを2月末、2月末といいますか、2月の支給分で比較しますと金額で137万程度が22年よりも少なくなっております。これは去年の夏以降、節電対策等もあった関係でノー残業デーというのをやっております。そのことも減の要因になっているというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

もう一度確認をしますけれども、この分については、減額の分については選挙関係の分がもうそっくりそのままということですね、今おっしゃったのはね。

そしたら、でも、トータルでは最終的な数字ではこういう昨年度と見たときに、比較したときに、この数字だけ見たときにはもう数字横並びだったんでそういうふうに言ったんですけども、2月末時点で107万（発言する者あり）137万、それが定時退庁、ノー残業デーの効果と、もうそっくりそのままという形で出ているということを受けとめていいわけですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えします。

137万というのはあくまでも2月までに支給した金額の22年と比較した分でございます、そっくりそのままというわけにはいきませんが、節電対策の一助となったということが言えると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

そうしますと、もう3回目ですので、今回ノー残業デー、定時退庁ということでそれだけの時間外手当の減になったということでもありますけれども、今後について、ある意味ではそこら辺が実施して、そこら辺の数字が出てきたということはそれがもう限度だというふうに

受けとめざるを得ないわけなんですけれども、今後について、市長にお尋ねしますけれども、今結構、各地の自治体においてノー残業デーというものをふやしている自治体がふえてきているわけなんですけれども、市長そのことについて、今後定時退庁ということについての取り組みについてどうお考えになっておられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

定時退庁等については、できる限り守っていくということで指導をしているわけでございまして、ノー残業デーにつきましても実施の成果を上げていきたいというふうに思っております。

ただ、残業ゼロというのが一番いいわけでございますけれども、どうしても業務上、時間外にせざるを得ないという点もあるわけでございますので、そこらについては精査をしながらできるだけ定時退社ということを守っていけるように指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

これで議案第15号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時56分 休憩

午後 2 時56分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

それでは、議案質疑の議事の途中ですが、ここで20分間休憩いたします。3時20分から再開します。

午後 2 時57分 休憩

午後 3 時21分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

議案第5号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。（発言する者あり）休憩いたします。

午後 3 時21分 休憩

午後 3 時21分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

山口政人議員。

○5番（山口政人君）

ちょっと戸惑っておりますけど、それでは、税条例の一部改正ですけど、これは税法の改正ということで、余り論議の余地もないというふうに思いますが、二、三点疑問の点がございまして、お尋ねをしたいと思っております。それでまた、ほかの課にも飛び火をするかもわかりませんが、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

まず、第1点がこの提案理由の中で防災のための施策に必要な財源の確保ということになっておりますので、この防災のための施策というのがどういった事業を想定されておられるのか、まずこれが第1点。

それから次に、第25条の平成26年度から平成35年度までという時限立法になっておりますけど、これが24年度じゃなくてなぜ26年度なのかと、これが第2点目。

それから、第3点目がこの均等の3,000円というのが500円アップで3,500円になっているということについて、これは超過課税ということになるのか、あるいは標準税率ということになるのか（発言する者あり）標準税率ということになれば、いわゆる中身に入りますけど、標準税収入がふえると。ということは、基本財政収入額がふえると。それに伴って地方交付税が減るということになるというふうに解釈をいたしますけど、そこら辺のもう少し詳しい解釈をお願いしたいというふうに思っております。

というのは、やはり交付税が減るということはですよ、この500円アップのために住民に、国のほうが住民に負担を強いて交付税を減らすと。そうすることによって税収を上げなければ地方自治体が損をするということになるというふうに私なりに解釈をいたしますけど、そこら辺のもう少し詳しい説明をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えいたします。

1点目の防災事業はどのような事業かということでお尋ねですけれども、新年度予算、24年度予算のほうに計上をさせていただいております。また、主要な事業の説明書にも178ページのほうに掲載をさせていただいておりますので、歳出のほうで、この分についてはほかの議員からもあっておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「2点目」と呼ぶ者あり）税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

先ほどの第2点目の26年度からの徴収になっているということなんですけど、この防災計画の事業が平成23年度から平成27年度まで実施する事業でございますので、その分につきまして26年度からということと、あと、皆さん市民に対しての周知期間ということ設けるといことで、2点がそういうことになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

まず、今回出ました住民税の均等割でございますけれども、これにつきましては、東日本大震災を教訓といたしまして全国的に、先ほど総務課長が述べましたように、防災に係る部分について事業を行うわけなんですけれども、平成27年度までは防災の集中復興期間という形で設けてあります。それで、この27年度までに防災対策、各全国の自治体で防災対策が必要なところは国のほうで財源手当をしてあげますという形でございます。ハード事業については適債事業といたしまして起債を起こすことができるということと言われております。

それで、その適債事業の国の枠が約8,000億組んでありまして、23年度で約5,000億使いまして、残りの分、3,000億をあとの4年間で使っていくわけなんですけれども、うちのほうでも24年度予算のほうで計上しております。そういう形で、まず起債を当然起こすわけなんですけれども、これは交付税措置がございまして、充当率が100%の70%の交付税措置です。充当率が100%で交付税措置が70%、その分につきましては、後年度住民税の均等割の500円上げる分で残りの30%の分を償還してくださいよという形で、先ほど税務課長が申しましたように、26年度から均等割を上げますという形でございます。

これにつきましては、均等割が上がりますので、当然、基準財政収入額につきましては、その分が加算されてくるわけなんです。それから、先ほど申しました起債を起こしておりますので、交付税の70%は基準のほうで入ってまいります。そういうふうな今回の措置が講じられているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

大体わかりました。そしたら、起債の70%の交付税措置というふうなことですけど、あとの30%は借金ということですよ。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

30%の分は住民税の均等割で賄ってくださいよという。ちなみに、こういう防災・減災事業を行わない自治体につきましても、均等割を上げない自治体も全国的にはございます。そういうところにつきましても上げたものとして基準財政収入額を入れてきますので、当然、この事業をする、しないにかかわらず均等割を500円上げたものとして交付税を算定するようになっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

この税の上げ方はですね、嬉野市としても国保税は上がるわ、市民税も今度は上がっていくというふうなことになりますので、やはり住民に対しての理解と納得が必要じゃないかというふうに思うわけです。そういったことで、今後そういった広報あたりも十分やはりやらなければいけないというふうに思いますが、そこら辺の見解はどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（坂口典子君）

お答えいたします。

その件につきましては、県民税も同様に500円ということで均等割上がってまいりますので、県と合わせてということで一緒にPRというか、そのチラシ関係を広報したいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（発言する者あり）はい。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第13号 市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第14号 市道路線の認定についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第1号 嬉野市暴力団排除条例について質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可します。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、議案第1号 嬉野市暴力団排除条例につきまして質問をいたしたいと思えます。

この暴力団排除条例というのは、佐賀県のほうでも条例の制定を昨年10月3日の公布ということで条例ができております。全国の都道府県の県レベルではすべてたしかこの暴力団排除条例ができていないかなというふうに私も記憶しておりますが、そういう中で、今回まず1点目の質問といたしまして、県内の自治体で今20市町村ですか、あるわけですが、どれだけ、どのぐらいの数がこの暴力団排除条例を制定しておられるのか、また、今議会あたりで提出された市町村があるのかというのをまず1点目。

2点目に、時期的にこの3月議会、今でなければならなかった理由等があるのかどうかというのについて、まずお聞きをしたいというふうに思えます。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

暴力団排除条例につきましてお答えいたします。

1点目の制定市町という御質問ですが、今現在、各市町におきまして議会等が開催されているというふうに認識しておりまして、嬉野市を除く9市におきましても、この3月議会のほうで上程されるということをお聞きしております。町については、ちょっと把握をしておりません。

それと、3月の時期になったということは、この県の条例が昨年10月3日公布されたわけですけれども、本年、24年の1月1日付をもって施行となったことによりまして、各市町は3月の議会等に上程されるということになっているということです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

9市において上程ということなんですが、嬉野市にはパブリックコメントという制度実施の例規集の中にあります。告示の第101号ですね、パブリックコメント制度の実施要綱ということで、ここの第4条に、パブリックコメント制度は市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと考えられる政策の策定及び改定並びに条例の制定及び改廃のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とするとあって、1、2、3あるわけですが、その3、市民等に責務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例にかかわるもの、ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料の徴収に関する字句を除くという、この3がありま

すね。

それと、第6条、公表方法ということなのですが、公表については次に掲げる方法により行う。市報への掲載、市ホームページへの掲載、3、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布というふうにパブリックコメントの要綱はなっております。

で、今回のこの条例案を見た場合に、まず基本理念の第3条、ここに暴力団排除は市民等がということで、市民等という言葉がうたっているわけですね。うたってあって、次、第5条、市民等の責務というのがあるわけですよ。市民は基本理念にのっとり自主的にかつ相互の連携、協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする、いわゆる市民の責務というものをうたっているわけですね。そうなれば市民に対して、当然、このパブリックコメント等によって、市は市民に条例に案として出す前にはかけなければならないというふうに考えますが、その点、市はどのような対応をとられたのかということをお聞きいたします。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えいたします。

今回の嬉野市暴力団排除条例案につきましては、市のホームページにおきまして、1月20日から2月16日までの間にホームページのほうで掲載をさせて、意見を求めたところであります。2月の16日までの間に御意見等はありませんでした。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

これは、非常に重要といいますか、市民に責務を負わせる条例ですよ。で、このパブリックコメントの要綱の第6条の公表については、次に掲げる方法により行うということは3つ書いてあるわけですね、市広報への掲載、ホームページへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布とあるわけです。今の答弁でいきますとホームページへの掲載をしました、1月の21日から2月の何日までですね、ほかの、いわゆる市報への掲載、または実施機関が指定する場所での閲覧又は配布というのがなかったということですよ。

果たしてですよ、ホームページだけで、ホームページの掲載だけで、結局、市民からの意見はなかったということなのですが、この条例がですよ、私が言いたいのは市民へ責務を負わせる、この条例をつくるに当たって余りにもずさんといいますか、せめて行政回覧といいますかね、条例の内容等々において回覧をするぐらいのことが私は必要だったという気がするわけですよ。私たち議員もこの条例の議案を見て初めて見たという人もかなりいらっしや

います。市民の方はもっと知っていらっしゃらないと思うわけです、こういう条例案が提出されるということを。それで、市民に責務を負わせるということが果たしていいのかなど、執行部の体制としてそれでいいんですかねということをおは言いたいです。中身に関して私はいろいろ言いません。

ただ、条例案を出すに当たっての持っていく方といいますかね、余りにも、どこでんつくいよっけんがうちもつくらんばぜ、とりあえず、あいどん市民にも教えんぎゆうなかとやなかろうかぐらいの感じでやられたんじゃないのかなという気がしてなりません。ですから、そこら辺、執行部がどういうふうを考えるかですけれども、果たしてですね、こい今私が言ったことをこの要綱案でいけば、そい違反しているんですよ。市民に責務を負わせるについてはパブリックをしなさい。パブリックをすることにおいては次の3つ、次に掲げる方法により行いなさい、市報、ホームページ、閲覧又は配布ということをおホームページだけでしかやっていないということをおは言いたい。その点について、市長、今回のこの案の上程に対して市長はどのような見解をお持ちなのか、最後に市長の考え方といいますか、今回のこの上程に対しての考えをお聞きして、終わります。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この暴力団排除条例につきましては、実は県の動きがある段階で私としてはできるだけ早く行っていきたいということで指示もしたわけですが、今担当申し上げましたように、県の条例が決まりましたから実際施行になったのが12月というふうなことでございまして、時間的に非常に足らなかったということもございまして、実は市長会のほうでも協議をいたしまして、この3月にはぜひ市長会全体としてもとりまとめて出そうというふうになったわけですが、私どもとしては早く準備をしとったというふうに思っております。

そういう中で、今担当申し上げましたように、ホームページをもって市民の方の御意見をいただいてやったわけですが、結果的には御意見等はいただけなかったというふうなことになっておると思います。もちろん、いろんな御意見があるというのは今後出てくると思いますので、御了解いただければ、この件については丁寧にもたまたま御説明もしてお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

私も嬉野市暴力団排除条例についてのお尋ねをいたします。

暴力団排除条例案を提出されていますけれども、ここ最近というのは暴力団に対する抗争とか、また、市民というか一般の方に対する被害とかあるので、何かしらの対策をしないといけないというのは私なりに理解はいたします。今回上程をされているわけですけど、質問事項といたしまして、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者という内容があります。県の排除条例では第11条に暴力団からの離脱を促進するための措置というのが入っております。で、排除というか、暴力団でなくなった日から5年間は暴力団員と同等に扱うというような内容の文言であります。そういう内容が入っているにかかわらず、もう言いつ放しといえますか、県の条例みたいに離脱を促進するための措置として何か対応というのがないのに対しての質問と、また、県の排除条例の第14条、警察本部長は暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等から依頼された者等からというのがありますが、それが入っていないのに対しての質問を行いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

お答えいたします。

今回、嬉野市でこの暴力団排除条例の制定に向けてということで、市の条例での必要性と申しますか、そのことをまずお話をさせていただいたと思いますが、県の暴力団排除条例におきましては、県内各市町にいらっしゃる県民の方、事業者等に対しての同じひとしく適用されるものでございますが、独立した自治体、嬉野市としての条例の制定に当たっては、県の条例で基本的に制定されない部分、市の例えば、入札等、契約事務等、あと暴力団の公の施設の利用制限、また、青少年に対する教育等のための措置、言いかえれば市におきましては、市立の小・中学校の児童・生徒においては各市で補完すべき、補完と申しますか、各市で制定するものでございまして、ほかの議員御質問の第11条、第14条におきましては、県の暴排条例におきまして明記をされておりますので、市の条例ではここで条文として上げていないということになって、今回、県の11条、14条については削除して上程させていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

お答えをいただきましたけど、県の条例にあるから入れなかったとおっしゃいましたけれども、先ほど田中議員の御質問の中にありましたけれども、市民等の責務という市民等というのが何か所か出てきております。で、これは県の条例と同じ内容で、県民というところを

市民と書いてあるだけですよね、これも県に入っているけど、あえて市の条例案ではこういう内容で出てきているので、先ほどの答弁からするとちょっと実際の内容とは違うんじゃないかなと思うところであります。

で、私が言いたいのは、市民の責務として田中議員もおっしゃいましたけど、責務を課するのに保護の内容がない、安全確保をしないという内容の条例だと物すごくおかしいかなと私は思います。

内容、特に第3条ですね、第3条も暴力団員排除は、市民等がというところなんですけれども、これは市民だけに課せられたもの、内容になっております、基本理念として、暴力団を恐れるなど、開設させないことを基本として推進しなさいと、こういう内容はもう市民がせにゃいかんということで書いてあります。これは市がせんといかんという内容やったらわかるんですけど、市民だけでもこういうことをせろと。で、こういうことをせろという内容でありながら保護という内容が一切入っていないということです。11条とかそういうところも同じです。その保護、県の条例とか他市町村、県外も含めてですけど、この排除条例に対して保護とか安全の確保とかの内容の条文が入っているところがありますけれども、当市の案で入れなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（小野彰一君）

御質問の保護の文言を入れていないということですけども、県の14条にありますように、県民等に対する保護措置というのが設けられております。この文言等を市に置きかえて、今回、この保護措置等の文言については市の条例には入れなかったということでございます。

それと、市にない条文が県には条文としてあります。これにつきましては、県の条例において補完されることから市の条例にはないということにしております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

それならなおさら市民にわざわざ課せる、市民だけに課すような条例をつくるのはおかしいかなと私は思います。あえてここにこの条例案には市民等というのが出てきとってですよ、あとは、それはのっていない分は県の条例でカバーするというのはちょっとどうかなと思います。

この条例案に対しては、今10市で上程されているだろうということだったんですけど、私の調べる中では10市10町全部が上程をされているというふうに聞いております。この中でも基山町とかもこの内容で大分議論をされてから委員会、あそこは委員会付託ですので、修正案

が可決されたと聞いております。ほかの議会に対してもいろいろな声が上がっておるというふうに私は聞いております。

そういう内容で、先ほどの田中議員のパブリックコメントでも一緒ですし、そういうとらなければいけない手続をとっていないというような内容で、結果的に保護という内容が入っていないくて本当に市民のためになるのかなというふうに思います。

間違いなく、これを間違いのないと思って提出をされていると思いますけれども、見直す考えというのはございませんでしょうか、取り下げるもしくは内容を修正する、そういうお考えはありませんか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後 3 時 53 分 休憩

午後 3 時 56 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

小田議員。

○6番（小田寛之君）

先ほどの私の質問の中で、取り下げるとか、修正をする気があるかという、聞いた部分に対しては取り消したいと思います。その前に聞きました県内の市町村でもそういう、市町村というか、議会でも取り扱いがあって、いろんな声があるということに対しての考えだけをお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

今回の暴力団排除条例につきましては、県条例と私どもの条例とが連動して効果を上げていくというふうに判断いたしておりまして、この排除条例等につきましても県で議決された後に、実際施行ということになって時間がかかったわけでございますけれども、この件につきましては私どもも連動ということもございまして、県警本部とも十分打ち合わせをいたしております。

そういうふうなことでございますので、今、議員の御発言につきましては私どもも受けとめまして早急に各自治体、市長会はもう3月に出そうということで決定しておりましたので承知しておりますけど、今の話ですと、町村会も全部一緒に出しているということでございますので、私どもの文言等について、他市町とどのような形なりがあるのかということについては調査をさせていただいて、また、至急報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第2号 嬉野市印紙類購入基金条例についての質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第3号 嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第12号 嬉野市保育所条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）全部についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

まず、歳入について行います。

1款．国民健康保険税、1項．国民健康保険税、1目．一般被保険者国民健康保険税、1節．医療給付費現年課税分についての質疑通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、299ページ。一般被保険者国民健康保険税、現年課税分についてお尋ねをしたいと思います。

この件につきまして、世帯数が年々減少の傾向にあるというふうな形であります。23年度につきましては4,537世帯が24年度の見込みにおきましては4,264世帯というふうに、保険者数におきましても約500名近くの減になっているということで、所得割とか均等割、平等割で現年課税分が下がっていったということに関しましては理解をいたしますが、その世帯数が減っている要因としてどういうものがあるのかという御質問と、収納率、この点につきましては昨年も92%でございます。24年度も92%ということになっておりますが、収納率につきましてはどういうふうな状況にあるのか、お伺いをしたいと思います。またこういう滞納が続けば資格証明であるとか、短期証明であるとか、こういうふうな措置があると思えますけれども、このあたりの措置について、現在の状況というものについてお尋ねをしたいと思います。

また次に、高齢化率の上昇とともに医療費は増加し、所得割は低下するものと思えます。今後の見通しとして、この医療費課税分、どういうふうになるか見通しだけでもお尋ねをしたいと思います。

次に、23年度につきまして税率の改定ということで行いましたけれども、現在のところ、22年度、また23年度については赤字であろうという予想をするものであります。現在の23年度の国保の運営状況、その点についてどういう見込みを持たれておられるのか、そして、24年度についても見込みとしてどういうふうに持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

1点目の世帯数の減少について、お答えいたします。

後期高齢者医療への移動が大きな要因の一つと考えております。

2点目の収納率の92%となっているがどうかということについて、お答えいたします。

平成21年度の収納率は89.12%、22年度は89.98%となっております。平成23年度は、22年度よりも1%程度好転するように努力をしております。

92%という設定は、現実的には厳しい数字であるということは認識をしておりますけれども、目標値として設定し、努力したいと考えております。

3点目の資格証、短期証の措置があるが現在どのくらいの状況かということについては、平成24年1月現在で資格証交付世帯が16世帯、短期保険証交付世帯が361世帯となっております。

4点目の高齢化率の上昇とともに医療費は増加し、所得割は低下するものとの今後の見通しについてお答えいたします。

今後の見通しは大変厳しいものと思えます。所得の減少については、軽減世帯が増加すれば、国・県の負担する仕組みがございますが、国の財源も限界があります。一番の要因は、

医療費の増加傾向がやまないことと高齢化によるもので、国では医療や介護、福祉といったものとあわせた改革が検討されておりますけれども、それまで厳しいながらも何とか運営をしていかなければならないと思っております。

5点目の23年度に税率を改定したものの、国保運営は赤字であるとの見込みでございますが、国・県からの交付される調整交付金と支出する保険給付費の最終はまだ見込めませんが、平成23年度も平成22年度並みの赤字と予想しております。平成24年度についても状況は厳しく、赤字と予想しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

世帯数については、後期高齢のほうへの移動が大きいということで理解をするところでございます。

短期、また資格については22年度の実績をお示しいただきましたけれども、現時点での23年度については、このあたりの資格証明あるいは短期について、増加傾向にあるのかどうかという点と、今、23年度の収納に関しましては若干の、昨年より——22年度よりはいい方向に向かっていると言いながらも、91%に行くか行かないかというふうなところがあると、その92%というのはあくまでも厳しい状況であるということですが、この目標値の92%を承認するのか、あるいは現実問題として、一般会計でいえば、収入がなければ歳出はできないというふうにいわれているわけですよ。国保については92%、以前から行っていない割にはですよ、先ほど御報告があったように21年の89.12%とか、22年の89.98%とか、そういうふうには届いていないにもかかわらず、23年度も92%というふうな数字を目標値として掲げられてきたわけですよ。24年度についてもそうなんですけれども、それが本来いいのか悪いのかという議論もちょっと、私的にはちょっとどうなのかなと思いはするんですけども、目標値として考えていいのか、それとも、やっぱり歳入があつて歳出があると考えれば、現実路線として、ここは91%というふうな現実路線、そのあたりの設定が正しいのかというところは、再度、どういうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、23年度の見込みも22年度と同様に赤字運営であるということであれば、これは税率の改定というものはもう去年したわけ——23年度にやったわけですので、ここ3年から5年ぐらひは、今の経済状況、そして改定の今の近々を考えればですね、まずはできないと。そうなると、やはり歳出のほうの質問になりますが、医療費の減のほうに向かわなきゃならないというふうにしななければならないわけですけども、全般的な考えの中ですよ、歳出は歳出のほうでまた御質問をさせていただきますけれども、この赤字運営をとりあえず少しでも軽減するために、全体的な考えだけでもとりあえず歳入のところでお尋ねをしたいと思います。

ます。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、資格証明書関係の数はどうなのかということですが、これは横ばい、もしくは微増くらいですね。（「微増ですね」と呼ぶ者あり）はい。そのくらいになっております。

そして、92%徴収できるのかということですが、収納課ができて、かなり効果を上げていただいております。その件に関しては、当初の見込みよりも多いと思っております。頑張ってくださいですので、ぜひ年度末まで頑張ってくださいと思います。

そして、23年度の見込みについて、昨日もこの件について話をしましたけれども、国保の担当はとにかく見込みをなかなか立てれないと、現状にあります。昨年、1年前ぐらいは二、三千万円ぐらいの赤になるかもしれないと、赤字になるかもしれないということを申し上げておりましたが、先ほど課長が言いましたように、医療費の伸びがとまらないわけですね。1人当たりの医療費でもここ三、四年は一万二、三千円ずつぐらい、1人当たりの医療費が伸びております。そこからするとですね、世帯数は減っているのに、医療費は伸びていますので、全体の保険給付費は減らないわけですね。そうした中で綱渡りといいますか、もう綱は切れているのかもしれませんが、今の法背景のもとといいますか、法律上では運営をしなきゃいけませんので、皆さんの御理解を得ながら、あとはもう税であるとかというのを改定しなければなりません。私は採用されて一番最初、国保の担当をしたんですけれども、国保の場合はですね、歳出をまずしなさいと、計算しなさいと。それから歳入が合うかどうかを見て、それで足りなければ、税率を変えなくてはいけないし、余れば今度は基金に入れたりということを考えなさいというふうに先輩から習ったわけですが、今はおっしゃるように、歳入を考えて歳出を考えなければいけないというような状況にあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

先ほど収納率の話が出まして、収納課が設置をされたということもございまして、私のほうからも少し答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、実は平成23年度で言いますと、本年の2月末現在で79%、前年比で1%のプラス、前々年比で2.3%のプラスに転じております。

過去10年ほどのデータをちょっと見てみますと、平成22年度が89.14%ということになっ

ておりますけれども、それ以外の過去を平成14年度から見ますと、ほとんど90%を超えている徴収率なんですね。それで92%に到達した年が、平成15年度と平成19年度がございます。これは92%を超えた率でございます。

こういうふうな過去のデータを見てみましても、90%台に行く可能性というのは十分にあるのではないかとということで、私たちもその徴収努力を今やっておりますけれども、92%を超えるだけの徴収率を目指して、とにかく頑張っていこうということでございますので、こちら辺の92%は目標設定率で十分行けるんじゃないかというふうに、私としては感じております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。92%の目標値については理解をするところでございます。収納課あるいは担当課におかれましては、この目標値である92%に少しでも近づけるように、努力をさせていただきたいというふうに要望をしておきます。

続いていきますか。

○議長（太田重喜君）

答弁要らんですね。

○13番（神近勝彦君）

はい、答弁、結構です。

○議長（太田重喜君）

次に、歳出について質疑を行います。

1款．総務費、2項．徴税費、1目．賦課徴収費、1節．報酬について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、319ページになります。賦課徴収費の中で、報酬ということで収納嘱託員が今回2名というふうになっております。

今、歳入の分で収納率のお話、また収納課からのお話をお聞きしたところでございますけれども、昨年の23年度の当初のころにお話を聞いたのは、この収納嘱託員さん、このお方の努力によってかなり収納率が上がっていたというふうにお聞きをしようたわけですよ。

今回お1人減るということは、これは、この国保だけじゃなくて、いろんな収納嘱託員さんが計上されているところは全部減というふうな方向性にはなっておるんですけども、とりあえず、まずは国保のほうでお尋ねをするのが、お1人減ったことによって、昨年までおっしゃっていたこの効果というものがどうなるのか。あるいは、その収納課ができたこと

によって、結局お1人減ったことがカバーできていっているのか、そのあたりについて、お尋ねをしたいと思います。

先ほど収納課長におかれましてはね、収納課ができたことによって——私は、収納課とこの収納嘱託員さん連携をされたことによって、国保の徴収率も何とか91%を超えるような状況まで来たというふうになんて理解をしておったわけで、1人減ることによってその収納率がどうなっていくのかなという気がするものですから、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えを申し上げたいと思います。

収納嘱託員の今までの効果の問題がございませぬけれども、私自身、過去の例を見てもですね、十分収納効果を上げているというふうに評価をいたしております。

今回、1人減をするわけなんですけれども、一部にはですね、毎月ほぼ決まった滞納者の方に集金業務に行くというふうな、そういうふうな問題がございまして、集金に行くことそのもの、毎月決まった人に集金に行くことそのものについて、少し私たちは疑問も感じております。つまり、こうした滞納者には、自主納付をするというふうな、そういうふうな切りかえを徹底して指導をすることで集金業務を若干縮減をしていきたいというふうな考え方がございませぬ。そのためには段階的に嘱託員の見直しも必要ではないかなというふうに考えたところでございませぬ。

お尋ねの影響の問題なんですけれども、1名減による収納効果がしばらくは低下をするのではないだろうかというふうに思われます。ただ、先進地の事例を調べたんですけれども、しばらくの間は、徴収率が低下をしたというふうな情報を得ておりますけれども、それも数カ月で復活をしたというふうな情報も得ております。当市が必ずそうなるとは限りませぬけれども、2名体制で今後も集金業務を続けるわけですから、完全に廃止をするということではございませぬので、今後も徴収率については、できるだけ徴収率を上げる方向で頑張っていきたいということでございませぬ。そのためには集金業務にかかわって、既に今取り組んでおりますけれども、滞納整理による処分というものに切りかえを行いながら滞納の縮減を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございませぬ。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

収納課長のほうから今御答弁いただいた分につきましては、総務常任委員会の中で税務の中ですけれども、市の嘱託員さんのときに、ちょうどお聞きした内容とほとんど一緒だと思いま

す。

そういう中で、今、御答弁なさったように、他市あるいは町において、こういうふうには収納嘱託員さんの減というものに取り組まれているということはお聞きをいたしました。とすればですよ、この24年度の中でいつごろまでこの様子を見るのかというのがあるわけですが、なかなか改善ができなかったとすればですよ、改善ができない状況にあるとすれば、収納嘱託員の復活というものが有り得るのかどうなのかというところなんですよね。

もう1点がですね、滞納処分といいますか、国保については、これは滞納処分というよりも、やはり資格証明あるいは短期証明というふうな措置のほうが先だろうと思うわけですが、国保についても、そしたら、滞納のその市民に対して差し押さえ等の措置をされるのかどうか、その点についてはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

収納課長。

○収納課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

1人減になったことで今後のその徴収率にどういうふうには反映していくのかというのは、ことし1年——平成24年度1年間ですね、一応対応をしながら見守っていかないと、はっきりしたことは言えませんけれども、私たちが一番考えておるのは、やはりもうこういうふうな県のその滞納整理推進機構あたりに行った職員が戻ってきて、いわゆる徴収ノウハウをかなり覚えてきたというのが非常に強みなんです。そういったものを生かしながら、さらに、徴収嘱託員によって3名体制でやっていくのもまあ効果があるとは思いますが、ただ、徴収そのものに対しては問題がなかったとしても、その滞納をされている方そのものがやはり集金にいつまでも頼られると、こういうふうな問題をやっぱり少し改善をしていかなくてはいけないんじゃないかというのが私たちの意識的な考え方なんです。ですから、ことし1年ですね、来年1年その体制でいながらですね、復活するかどうかは、今後の先の状態を見ながらまた検討をいたしますけれども、とりあえずは1年間経過を見ていき、なおかつ徴収率が変わらないものであれば、やはり今の体制で十分いけるんだということで頑張っていきたいと思っております。

以上です。（「滞納処分については」と呼ぶ者あり）

それと、滞納処分の考え方なんですけれども、基本的には、保険証を短期交付するのか、資格証明書をやるのかというふうな問題がございますけれども、その問題よりも何よりも、まずは税金を納めないというそのことが非常に問題であって、要するに私たち財産調査をやるわけですが、その財産調査をやる中で、財産がありながら納めない。また給与をいっぱいもらっているのに納めないという方、そういったところをまず先に私たちはきちんと調査をして、それによって対応をしていきたい。あと資格証明書の問題は、国民健康保険

の担当のほうとも十分協議をしながら、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

おおむねこの件につきましては理解をしたところでございますが、課長が今言われました県の滞納整理機構への出向についてですね、かなり職員さんがノウハウをつかんできたと、いい勉強になったというふうにおっしゃっております。24年度からもこの滞納整理機構には出向をされると思うわけですね、1名さんがですね。

そういう中で、やはりここで申し上げたいのは、そういうふうな、いろんなこういうふうな特別な研修といいますか、いろんな機構あるいは組織に入っただけでこういうふうなノウハウを覚えてきてもらうことは本当にいいことだと思いますので、今後県とか、いろんな広域の中で、こういうふうな取り組みがあれば、積極的に取り組んでいただいて職員の資質の向上、技術の向上に取り組んでいただければなと思います。1年間様子を見させていただいて、その徴収率がどうなのかということで、今後の収納嘱託員さんの今後の減少がある、また必要なのか、あるいはまた増加が必要なのか、現状維持で2名が要るのかということでは、また1年後にいろんなこととお話をさせていただきたいと思います。

また、滞納処分につきまして、今課長が言われたように、資産がある方については、それ相当の、もうこれは国保だけの問題じゃないと思います。結局、市民税、県民税、いろんな県含めての話だろうと思いますので、その点については本当十分な調査をしていただきたいというふうに要望をして、この件につきましては終わっておきます。いや、答弁いいですよ。

○議長（太田重喜君）

次に、1款．総務費、4項．医療費適正化特別対策事業費、1目．医療費適正化特別対策事業費、13節．委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

続きまして、321ページについてお尋ねをいたします。委託料、レセプト点検でございます。これが22年度、また23年度とかなり安い金額の入札結果があったわけですね。23年度におきましては若干、また違う業者さんが取られたということにお聞きをしておるわけで、12月補正の中では279万2,000円というふうな委託料に補正をされたと思います。

そういう中で今回、378万円というふうな予算計上がされておるんでございますが、このレセプト点検の378万円という、この決定の根拠というものがどういうところから出てきたのかということでお尋ねをしたいという点と、このレセプト点検が要はかなり医療費への影響もあると思うんですよね。国保連合のほうで再度レセプト点検はあるものと思いますけれ

ども、やはり市のほうでのレセプト点検というものがかなり大きなウエートもまた占めるんではないかなという気がするわけでございます。そういう中で、23年度の点検状況、この点についてお尋ねをしたいというのが、私は文教のほうにありました際に22年度については、かなり安い金額で取られたけれども、レセプトの点検が若干悪いと申しますか、危惧する点が多々あったというふうな御報告も聞いたことがあるわけですよ。

ですから、安ければいいということではないとは思いますが、このあたりの結局、業者の選定とか、今回の予算設定、そして、今現在のレセプト点検の状況、このあたりについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

レセプト点検の決定の根拠でございます。平成23年度までは入札により単価の安い業者を選定しておりました。神近議員言われるとおり、文教厚生委員会において指摘がございまして、やはり実績を重視した業者選定がいいんじゃないかという意見がございましたので、平成24年度からは点検の効果の実績を考慮した業者を選定したいと考えております。

その予算の見積もりの根拠でございますが、平成23年度の入札業者の次点であった業者の見積もり単価にプラスアルファをいたしまして、積算をしております。

あと2点目のレセプト点検の状況はということでございますが、22年度と23年度を比較すれば、点検に重視した効果の好転が見られ、比較的良好に推移をしていると思われま。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、23年度までは入札に——指名競争入札ということで業者選定があったけれども、24年度についてはもう指名競争入札はやらないということで、理解をしていいのかどうかということですね。

今回の予算計上については、23年度の予定価格の次点の方の業者の入札額に、若干のプラスをして一応設定をしたということでございますが、その次点の業者にプラスしたという、そのあたりの根拠が若干わからんわけですよ。

言い方を変えれば、23年度の業者さんの落札業者の金額と次点の方の中間をとったとか、あるいは1番から2番から3番までの業者さんの入札の中で、ちょうど真ん中の金額をとったとか、いろんな選定のやり方はあると思うんですよ。その中で、次点の業者さんにある程度のプラスをしたというふうな言い方の、その根拠をちょっとお尋ねをしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

過去の二、三年単価を割り出してみても、19円とか、16円とか、そういう金額になるんですけども、そこに二番手が20円とか、そういう金額になるんですけども、具体的に金額を申し上げれば、20年度は25円で、1件当たりしております。それで、レセプトが15万強ぐらの件数になるんですけども、そこを掛けて予算額を出しております。

以上です。（「わかりました。入札については」と呼ぶ者あり）

入札をしないというふうにまだ決定はしておりませんが、この予算の中でどういう最良な方法があるのかというのは、研究をしたいと思っております。

ただ、資格の得喪でとか、そういうのを調べるので、きちんと精密に調べていただいて金額的な効果が大きいのであれば、やはりそういう、何と申しますか、技術力の高いといえますか、しっかりした業者にやっていただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

随意契約の検討もしているというふうに理解をするわけですけども、このレセプト点検につきましては、先ほど申し上げましたように、かなり医療費のほうに影響があるものというふうに聞きますので、その業者の選定、随意契約にするにしても、業者の選定については十分な御検討というものをさせていただきたいと思えますし、もう残りですよ、これ4月1日から多分新しい業者に――2日の日からですかね、変わるのではないのかなという気がするわけですよ。そのあたりの業者の交代時期というのはですよ、レセプトの点検というのは2カ月近くおくらせて書くじゃないですか。ですけども、業者のその点検業務はですよ、4月2日が多分月曜日ですかね。ですから、月曜日からの業務というふうに考えていいのかなと思うわけですけども、だから、その残りのわずかな期間にその入札をやるのか、随意契約をやるのかということで、果たしてあと残り2週間程度で、はっきり交代ができるのかなという気もいたしますが、その点についてはいかがですか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

点検作業そのものは、年度、その4月の頭からやるというものではございませんので、それに間に合うように準備をしたいと思えます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次に、2款. 保険給付費、1項. 療養諸費、1目. 一般被保険者療養給付費、19節. 負担

金、補助及び交付金について質疑の通告がありますので、発言を許可します。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

次が322ページになりますかね。（発言する者あり）322の一番上ですよ。この分で23年度3月補正と見比べたときに、若干少ないというふうな気がしたわけですよ。基本的に先ほどもでのいろんな御答弁の中で、世帯数あるいは被保険者数は減っているのに、やはり医療費の増大によって、なかなか医療費は今後もふえる状況にあるというふうなことで御答弁をいただいた割にはですよ、23年の補正よりも低い段階で予算計上をされておりましたものですから、逆にこれは若干多目に、結局、計上しておくべきじゃないのかなという気がしたものですから、お尋ねをするところでございます。

続いて、下の高額医療費についても同様の質問ですので、どちらでも一緒ということでお答え願えればと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えいたします。

平成23年度との当初の比較では、保険給付費の総額としては若干の増額でございます。平成23年度と同様に医療給付の動向次第では、補正でお願いするかと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

いや、だから、課長わかるんですよ。当初予算比でいけばですね、当初予算比でいけば、それは今課長が言われているように、24年度のこの負担金については、若干多目に設定をされているのかなと思うんですけども、3月の補正で多分ふえていると思うんですよ。ですから、この分については、補正よりも多目に積算をされておったほうがよかったんじゃないかなという気がして質問をしているんですが。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

これに関しては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、歳入を考えて歳出を考えるとというようなところがあるという部分ですので、歳入が見込めなければ歳出も見込めませんので、後でどういう形で、今年度、23年度の調整が済んだところでまた具体的なその決算が出てどれぐらいになるか、もう本当のことを言えばそういうところですよ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）はい、苦労しております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

次、8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費、13節、委託料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

どっちにしろ国保について、後期高齢もそうなんですけれども、いかに病気にならないかというところが一番重要であります。一般会計の予防費関係含めて、やはりこの特定健康診査、このあたりを十分やっぱり受けていただきたいということで、ここの中には受診率はどうかというふうに書いてありますけれども、あとで受診率についてはデータをいただければ、よろしいです。

ただし、今後、受診率を上げるためにどういうふうな取り組みをされていくのかということだけ、お聞かせ願えればと思います。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

特定健診への受診率を上げるように努力をしておりますけれども、現在約40%を少し下回る受診率になっております。今後は、受診率の向上に向けて、コミュニティー等へ働きをかけて周知をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

以前からこの特定健診とか介護関係、あるいは予防事業についての受診率の向上については、いろんな団体を通じてやはり受診への促進を図っていただきたいというふうに申し上げてまいった経緯もございます。

今、コミュニティーを通じてということもございますし、やはり若い方、そういう方の受診率がまた悪いのではないかなという気もするわけですよ。20代、30代、40代、このあたりがですね。そういうときにはやはり地域のやっぱり生産組合とか、そういうところへの働きかけとかということも、以前言ってきた経緯もあると思います。ですから、なかなかいろんな団体があるかと思うんですけれども、やはりそのあたり、若い方がいらっしゃる生産組合とか、そういうふうな団体にもお声をかけていただいて、少しでも健診を受け、病気にならないように、そして医療費が上がらないような、そういう取り組みを今後もっと努力していただいて、今後ともやっていただければと思います。御答弁は要りません。

終わります。

○議長（太田重喜君）

これで議案第25号についての質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成24年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算全部について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案質疑の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時40分 延会